

2020年
(令和2年度)
定時総会資料

JUN. 6

2020

NPO法人やどかりサポート鹿児島

NPO法人やどかりサポート鹿児島 2020年度通常総会《資料》

総会式次第

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 定足数確認
5. 議事録作成者及び署名人の選任
6. 議案審議
 - 第1号議案 2019年度事業報告の件
 - 第2号議案 2019年度決算報告書及び監査報告書承認の件
 - 第3号議案 2020年度事業計画書案承認の件
 - 第4号議案 2020年度予算書案承認の件
 - 第5号議案 資産の総額の確認に関する件
 - 第6号議案 役員選任に関する件
7. 閉会の辞

(その他報告事項)

～その他資料～

※役員、苦情・不服審査会審査委員、顧問、利用決定委員会委員、会員名簿

※定款

※地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）利用規約

日 時 2020年6月6日（土）午後1時～2時半
場 所 鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター 中会議室
(〒892-0816 鹿児島市山下町15-1)

正会員総数	47 人
出席者	人
委任状	人

議長
議事録作成者
議事録署名者
議事録署名者

理事長挨拶

2020年6月
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事長 芝田 淳

毎年、総会に向けて、理事長挨拶を執筆させていただいています。

2018年、「2017年度は、やどかりにとって、よい意味で激動の年でした」と述べました。

2019年、2018年度は「おおきな「うねり」の中にある一年でした」と述べました。

今年、2019年度を振り返ってみると、激動とうねりの中で引き続き「走り続けた」一年だった、と感じられます。国、県及び民間助成団体から様々な事業を任せられ、事務局の各員も多忙を極めました。全国様々な地域に視察等のため出向きもしました。

走り続けた2019年度を振り返り、2020年度に向けての所信を述べたいと思います。

■2019年度の事業

まず、2019年度にやどかりが行った事業を整理したいと思います。

地域ふくし連帯保証	やどかりの主幹事業である「地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）」ですが、2019年度は年間68件の新規の保証提供を行い、2020年3月31日現在の利用者数は212人となりました。いずれも過去最高です。 「協定」を締結している法人もおおぞらケアグループ、社会福祉法人落穂会、瀬戸内町社会福祉協議会、社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会、社会福祉法人南恵会の5法人に増えました。さらに、地方自治体である瀬戸内町とも協定を締結しました。
居住支援法人としての活動	国交省の重層的住宅セーフティネット構築補助事業の補助を受け、①「地域ふくし連帯保証」における入居前の支援、②「地域ふくし連帯保証」における入居後の支援、③全国居住支援法人協議会等が開催するセミナー・勉強会等への参加、④重点地域における「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」の開催、を実施しました。
「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」の開催	また、国交省の重層的住宅セーフティネット構築補助事業の補助を活用し、地域における地域ふくし連帯保証の普及と居住支援の充実と発展を目的とし、鹿児島市及び薩摩川内市において各4回にわたって、「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」を開催しました。 同協議会については、鹿児島市、薩摩川内市、薩摩川内市社会福祉協議会はじめ様々な地元の機関に加えて国交省九州整備局及

	び九州厚生局にもご協力をいただきました
鹿児島県居住支援協議会の一員としての活動	鹿児島県居住支援協議会の一員として、同協議会からの委託を受け、①相談窓口を毎週月・水・金曜日に開設し、居住支援に関する相談を担いました。また、②住宅セーフティネットワークの運営、③かごしま居住支援ガイドブックの作成も行いました。同協議会開催のネットワーク会議、意見交換会等にもすべて参加しました。
WAM 助成事業	独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業「当事者どうしの支えあいを支える『やどかりハウス』立上げ事業」を実施しました。同事業においては、地域ふくし連帯保証を利用して新しい生活を始めようとする方々に「互助する暮らし方」を提案し、地域の中で「支えあい助けあい」を実践する「当事者主体の居住支援」の確立を目指しました。11 名の方が「やどかりハウス」での生活を開始され、サロン活動等とおして、活発な「互助」活動が展開され、「当事者主体の居住支援」の姿が徐々に明らかになってきました。また、同事業においては、当事者主体の居住支援を先駆的に実践している仙台及び富山に、鹿児島の当事者とともに視察に出向き、これらの地域の方々を鹿児島に招くといった全国交流事業も実施しました。
居住支援全国ネットワークの一員としての活動	やどかりは、居住支援全国ネットワークに参加し、私は、同ネットワークの事務局長を引き受けています。2019 年度は『赤い羽根福祉基金』助成事業である「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」を実施し、仙台、東京、長野、新潟、富山、金沢、福井、大阪、鹿児島において視察や検討委員会を実施しました。
全国居住支援法人協議会の一員としての活動	やどかりは、全国居住支援法人協議会に参加し、私は、理事に就任しています。2019 年度は、①設立総会②国への要望書の提出③仙台、東京、大阪、福岡の 4 か所で研修会の実施等の活動を行いました。
指定特定相談支援事業	令和元年度の実績は、新規や他事業所からの引継ぎケースが 120 件ありました。アクティブに支援しているケースは、567 件となっています。障害福祉サービス利用のための支援だけでなく、必要があれば、県中央児童相談所や乳児院、障害者虐待防止センターや鹿児島保護観察所といったケースごとに支援している機関との連携も行っています。
精神障害者の地域移行支援事業	令和元年度は、17 名の方に地域移行支援事業を行いました。そのうち、退院者は 9 名、支援継続中は 7 名、支援終了が 1 名となっています。鹿児島市から「長期入院精神障害者の地域移行支援事業（ピアサポーター活用事業）」を受託し、4 名のピアサポーター訓練生

	<p>に対して①リカバリーストーリーの練習、発表②地域移行支援事業個別給付における実践活動③ピアサポーター同士の交流や、スタッフの関りによる学びの機会の提供を行いました。相談支援事業所と連携し、鹿児島市全体が地域移行支援をしやすい地域づくりになるように仕組み作りを行いました。</p>
自立生活援助事業	<p>地域移行支援で培ったピアサポーターの能力を生かすため、地域で暮らしている障害者のもとにも支援が届けられるように、自立生活援助事業の指定申請を行いました。</p>
NPO法人つながる鹿児島島の活動との連携	<p>「当事者主体の居住支援」の実践を中心に、2019年度は、NPO法人つながる鹿児島島の活動との連携が盛んでした。</p> <p>つながる鹿児島は『身寄り』のない人が連帯保証人を確保することができない等のために社会から排除されている現状を『身寄り』問題と名付け、その解決を目指しています。なかでも、『身寄り』のない当事者の互助活動を応援しており、「鹿児島ゆくさの会」「むげカフェ」といった互助会が活発に活動しています。</p> <p>やどかりの利用者も連帯保証人が確保できない方々ですから、多くは『身寄り』がありません。やどかり利用者がこうした互助会に参加し、互助会のメンバーと交流し支えあい助けあうことで孤立を解消し充実した地域生活を営んでいるという事例がうまれています。</p>

■2020年度の事業

次に、2020年度のやどかりの事業を展望してみたいと思います。

地域ふくし連帯保証	<p>引き続き、基幹事業である「地域ふくし連帯保証」を鹿児島県全域において誰もが等しく利用できる体制の構築を目指して継続していきます。</p> <p>今年度中に、協定を締結する法人を10団体に増やすことを目標とします。</p>
居住支援法人としての活動	<p>引き続き、「地域ふくし連帯保証」に加えて、入居支援及び居住生活支援に関する活動を行います。</p> <p>特に、2019年度の事業をとおして見えてきた「当事者主体の居住支援」をより発展させるため、NPO法人つながる鹿児島、「鹿児島ゆくさの会」「むげカフェ」等と連携し、居住支援の対象となった当事者の方々が主役となる居住支援の実践に力を入れていきます。</p>
鹿児島県居住支援協議会の一員としての活動	<p>鹿児島県居住支援協議会の一員として、同協議会からの委託を受け、①相談窓口の役割を担いますが、昨年度まで月・水・金の週3日であったところ、週5日となります。</p> <p>さらに、コロナ災害に対応するため社会福祉法人南恵会と連携し</p>

	「コロナ被災者居住支援事業」として、当面は土日を含む週 7 日の相談体制で臨みます。(※5月2日から当面の間実施中)
居住支援全国ネットワークの一員としての活動	『赤い羽根福祉基金』助成事業である「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」において、全国で年間 8 回の研修会を実施予定です。
全国居住支援法人協議会の一員としての活動	2020 年度も、①全国での研修の実施、さらに②地域における居住支援を引っ張る存在を育てるリーダー研修③研修資料の作成④国への提言等を行う予定です。 全国の居住支援法人を束ねる団体として、個々の居住支援法人の課題や悩みに寄り添い、居住支援法人の活動をとおして全国の居住支援が充実していくような取組みを行っていく必要があると考えています。
指定特定相談支援事業	年間、新規や他事業所からの引継ぎのケースは 100 件を見込んでいます。その方々の障害福祉サービスの利用が円滑にできるように、また、かわりを続ける中で生活課題が顕在化された際は、課題解決に向けての助力ができるように、ひとりひとりに対してきめ細やかな相談支援が提供できるように努めます。
精神障害者の地域移行支援事業	ピアサポーターの方をスタッフとして雇用し、様々な方に地域移行支援を届けられる体制を構築していきます。お一人お一人に対して、丁寧な支援ができるようにします。コロナ禍でも支援が停滞しないよう、オンラインでの支援体制を構築します。
自立生活援助事業	地域移行支援で培ったノウハウが、地域でも生かせるように、自立生活援助の実際の提供を勧めます。数値目標は1年で10名の方に自立生活援助事業の支援を届けます。

■やどかりの「価値」を形に

昨年、私は「2019 年、やどかりはやどかりの「価値」を創造します」と述べました。

やどかり自身は、とてもとても小さな NPO で、単独ではあまりにも力がなく、なんの商品もなんのサービスも提供できないのですが、それでも、様々な個人、団体、機関に対して協働を求め、地域の「横串」となって、居住支援を展開しています。そんなやどかりの「価値」とは、おそらく、こうした活動をとおして、人々の「つながり」をうみ出しているということではないかと考えられます。「つながり」は商品やサービスにはなり得ず、非営利の NPO だからこそ価値判断や経済性にとらわれることなく真正面からとらえることができるものです。こうした「つながり」を広げることのできる NPO の力に「価値」が見いだされつつあると思われれます。

昨年度、「やどかりハウス」事業をとおして、また、「鹿児島ゆくさの会」との連携をとおして、居住支援の対象となった当事者の方々になんども助けられたり、驚かされたり、感動させられたりしました。つい数か月前まで住居を失い路頭に迷い、われわれに「支えられる側」だった彼ら彼女らが、

元気に「支える側」となって活躍している。その原動力は「つながり」です。「支えられる側」の人と「支えられる側」の人が「つながる」ことで、勝手に「支える側」になっているのです。そんな事象に数多く触れることができました。

団体や機関についてもそうであり、やどかりが無遠慮に「地域ふくし連帯保証に協力してください」と呼びかけ続けることで、様々な団体・機関が居住支援のフィールドに足を踏み入れ、居住に困難を抱えている方々と「つながる」ことで、新たな支援、新たな社会資源がうまれてきています。

「つながり」をうみ出すというやどかりの「価値」を地域の中で明確な形にしていく。それがこれから求められていることであると考えます。そのために、「地域ふくし連帯保証」と「互助する暮らし方」である「やどかりライフ」、この 2 つの事業をやどかりの基幹事業に据えて活動していきたいと考えます。

やどかりサポート鹿児島 これからの5年間		2019.8.23
【財務】		
<ul style="list-style-type: none"> 2022年度までは、助成金・補助金を中心に運営する 2023年度からは、助成金・補助金がなくても運営できるようにする 		
【会員・寄付】		
<ul style="list-style-type: none"> 2020年度に「認定NPOプロジェクトチーム」を置き、2024年度までに、認定NPOとなるを目指す。 2020年度に「遺贈促進プロジェクトチーム」を置き、多数のNPOと協働して、パンフレットの作成、HPの作成等、遺贈の勧誘を行う 		
【人材】		
<ul style="list-style-type: none"> 日本で一番の「居住支援人材」の育成を目指す 居住支援全国ネットワークや全国居住支援法人協議会と連携して人材育成に取り組む 		
鹿児島市	鹿児島市以外	
【事業】		
地域ふくし連帯保証の推進		
やどかりライフの事業化		
<ul style="list-style-type: none"> やどかりの提供できるサービスは「連帯保証」 やどかりの特技は「互助」や「支えあい」のコーディネート 不動産・障害者福祉・介護等との連携により「非営利」「非商品」を事業化 		<ul style="list-style-type: none"> 「支援者」を増やす 支援者と「協定」を締結する <ul style="list-style-type: none"> 2019年度目標 5団体 2020年度目標 10団体 2024年度目標 50団体 公営住宅と「協定」を締結する <ul style="list-style-type: none"> 2019年度目標 1団体 2020年度目標 5団体 2024年度目標 全市町村 「地域完結」モデルを構築する <ul style="list-style-type: none"> 2021年度目標 2団体 2022年度目標 10団体 2024年度目標 全市町村

■やどかりの「足腰」を鍛える

一方で、やどかりの財政や事務力等、法人の基盤は脆弱なままです。

私は、やどかりは大きくなる必要はなく小さなNPOのままでよいと思っていますが、基盤がなく脆弱なままでよいというわけではありません。「地域ふくし連帯保証」と「やどかりライフ」の2つの基幹事業をしっかりと展開していくためにも、やどかりの「足腰」を鍛える必要があります。

まず、会員の増強・寄付の増強といったNPO活動の基礎の基礎を長年おろそかにしてきました。これらをしっかりと行っていきたいと思いますが、それは「発信力」と表裏一体であると考えます。よって「発信力」を鍛える必要があります。

次に、やどかり設立から13年になろうとしています。やどかりの業務における事務効率や生産性はお世辞にも高いとは言えない状況です。これを見直し「事務力」を鍛える必要があります。また、これからは様々な機関・団体との連携もウェブシステムを利用する時代です。地域ふくし連帯保証の利用申込がウェブからできるようにする等、将来的には、やどかりだけでなく県内の居住支援法人等様々な機関が同時に利用できる「システム」を構築していきたいと考えます。

さらに、「収益力」を鍛えます。ここが、私の一番弱いところですが、幸いなことに、不動産事業者の方々等様々な方にアドバイスをいただけるようになり、一定の方向性が見えてきました。やどかり自身は、危険性のある事業に手を出すべきではないと思いますので他の事業者と連携しつつ、やどかりの提供できるもの、すなわち「つながり」という非営利NPOにしかうみ出せないものを収益に変えていきたいと考えています。

最後に、居住生活支援にまつわる様々な業務として「金銭管理」や「死後事務」について、今後の業務化を視野に入れつつ検討を行います。

このように、やどかりの「足腰」を鍛える一年にしたいと考えています。

【やどかりの「足腰」を鍛える】

発信・寄付	事務・システム	収益事業	附帯業務
<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターネット・SNSの時代にふさわしい発信力 ▶ 情報発信をどんどんできる体制づくり ▶ 情報共有レベル（事務局・理事・会員・地域・全国）を常に意識 ▶ 寄付の増強 ▶ 会員の増強 ▶ 常に「ツール」をもつ ▶ 常に「発信」する ▶ 認定NPOを目指す ▶ 「選贈プロジェクト」と推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ふくし連帯保証に関する事務システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・相談日誌 ・月1面談管理 ・利用料管理 ・いつでも統計が出せる ・支援者との情報共有 ・利用申込書・支援計画書のIT化 ・利用申込・支援計画のオンライン化 ▶ ゆくゆくは、鹿児島県のすべての居住支援法人が使えるものに 	<p>資本がない →資本と提携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サブリース <ul style="list-style-type: none"> ・とりあえずなんでもやってみる。やらないと一連の流れが分からない。 ・10件程度やってみて、やどかり・不動産業者TSUNAGARUの役割を整理（別紙） ▶ 不動産証券化 <ul style="list-style-type: none"> ・下荒田・荒田等利便性の高い場所に1棟購入してもらおう ・やどかりの役割と収益について相談 ▶ 一戸ごとの収益物件 <ul style="list-style-type: none"> ・300万円程度のワンルームマンションを購入してもらってサブリースで借り上げる ▶ 「あんしん住宅」 <ul style="list-style-type: none"> ・「生活支援費」の徴収 ・介護との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> ・やどかりでやるか？司法書士事務所と連携してやるか？ ・報酬は？ ・収益が見込めるか？ ▶ 停止条件付委任契約・贈与契約 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 ▶ 死因贈与・死後事務委任契約 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のリスク管理のために、特に公営住宅については必須 ・「共生」において、死後事務をやっていると50万円優遇される ・つながるで互助を基調に5万円受任している ・これを進めていくか？ ・収益が見込めるか？
<p>互助・支えあい助けあいを基調に</p>			

この理事長挨拶を執筆している現在(2020年5月5日)、コロナ災害が日本中、世界中を席卷しており、今後、住まいを失う方、失いそうになる方等、やどかりの支援を必要とする方は大きく増加することが予想されます。

コロナ被災者の方々に必要な支援を提供するという居住支援法人であるやどかりの使命を果たすためにも、今後も、みなさまからの倍旧なるご支援をたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年度事業報告書

自2019年4月1日至2020年3月31日

1. 事業実施の概要

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

【地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証)】

■2020年3月末現在の利用者数について

2020年3月末現在、利用総数は212名である。内訳は、精神障がい者92名、知的障がい者23名、身体障がい者18名、元ホームレス生活者48名、DV被害者3名、刑余者5名、高齢者15名、生活困窮者7名、児童養護施設退所者1名で、平均年齢は58.00歳(前年58.88歳)であった。

地域別では、鹿児島市166名、阿久根市1名、奄美市1名、指宿市2名、大島郡1名、霧島市5名、薩摩川内市4名、肝属郡1名、志布志市4名、鹿屋市3名、南さつま市3名、南九州市3名、日置市8名、曾於市1名、曾於郡1名、枕崎市1名、薩摩郡6名、熊毛郡中種子町1名となっている。

(利用者種別：かっこは前年度の統計)

	精神障がい	知的障がい	身体障がい	DV被害者	元ホームレス生活者	刑余者
2020年3月末現在の利用者数	92 (81)	23 (14)	18 (14)	3 (3)	48 (42)	5 (4)
	高齢者	生活困窮者	児童養護施設退所者	ひとり親、子育て世帯	合計	増加数
	15	7	1	0	212 (172)	40

(利用者居住地別：かっこは前年)

鹿児島市	166 (139)	南九州市	3 (2)
薩摩川内市	4 (2)	薩摩郡	6 (2)
霧島市	5 (4)	大島郡	1 (0)
志布志市	4 (3)	肝属郡	1 (1)
鹿屋市	3 (3)	指宿市	2 (2)
阿久根市	1 (1)	伊佐市	0 (1)
日置市	8 (6)	曾於市	1 (1)
枕崎市	1 (1)	曾於郡	1 (1)
南さつま市	3 (2)	熊毛郡中種子町	1 (1)
奄美市	1 (0)		

(利用者年代別) ※2020年3月末現在

(年齢)		50-60未満	65
20歳未満	2	60-70未満	64
20-30未満	3	70-80未満	28
30-40未満	9	80-90未満	6
40-50未満	35	90歳以上	0

【平均年齢】 58.00歳

■2007年設立から2020年3月末現在までの利用者累積数について

2007年設立から2020年3月末現在まで、利用者累積数は376名である。内訳は、精神障がい者157名、知的障がい者30名、身体障がい者31名、DV被害者7名、元ホームレス生活者106名、刑余者11名、高齢者17名、生活困窮者7名、児童養護施設退所者1名、ひとり親・子育て世帯1名、その他8名であった。

(利用者種別)

	精神障がい	知的障がい	身体障がい	DV被害者	元ホームレス生活者	刑余者
2007年設立から2020年3月末現在までの利用者累積数	157	30	31	7	106	11

高齢者	生活困窮者	児童養護施設退所者	ひとり親、子育て世帯	その他	合計
17	7	1	1	8	376

【利用者の入居を支援する事業】

2020年4月より、民法改正にて保証限度額の定めがない保証契約は無効とされることになった。これによって、貸借人が提示する賃貸借契約書による契約ではなく、当法人が保証限度額を定めて提示する「保証契約書」「保証委託契約書」による契約を開始した。また、公営住宅における法人保証について、鹿児島市、薩摩川内市、垂水市それぞれの地方自治体と協定に向けて協議を行っており、誰もが入居しやすい公営住宅の在り方について取り組みを続けている。

【利用者の社会生活を支援する事業】

利用者の入居後の生活管理や健康管理、就労等について、支援者や医療・福祉関係機関、行政等と連携して生活支援につなげた。また、水道光熱費などの滞納や失踪、死亡による事後対応を専門相談員や支援者、不動産業者、行政等と連携して行った。

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

【指定相談支援事業】

一般相談については、障がいのある方々を対象に、地域生活へ移行するための地域移行支援および地域で自立した生活を送るための自立生活援助に関する相談を受けた。特定相談については、障害福祉サービスを受けている利用者からの相談を受けた。

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

【普及啓発事業】

不動産オーナーの方々に対し、地域ふくし連帯保証への理解・協力を得るために講演活動を行った。また、地域福祉の担い手と連携するための「地域ふくし連帯保証に関する協定」の普及活動を行った。2020年3月末現在までに、瀬戸内町、瀬戸内町社会福祉協議会、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人南恵会と協定を締結した。協定締結についてはメディアにも取り上げられ、居住支援の必要性について広く普及することができた（第1号議案7～9ページ参照）。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まい確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：低廉な利用料で、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：7名

対象者：延べ376名

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：7名

（随時対応）

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後，社会的に孤立することなく，豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：7名

(随時対応)

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：利用者が賃貸住宅に入居した後，社会的に孤立することなく，豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：3名

対象者：20名

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち，相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

(ア)

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）

事業内容：障害・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し，障害福祉サービス事業のうち，相談支援を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：4名

対象者：567名

(イ)

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行，地域定着支援事業）

事業内容：障害者総合法に基づき，1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：5名

対象者：17名

(ウ)

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業

事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し，定期的な巡回訪問ま

たは随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：2020年2月～2020年3月

従事人数：4名

対象者：0名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページ開設や会員への研修、講演会事業、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：7名

対象者：約200名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業

事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：0名

対象者：0名

＜事業報告に関する資料 その1＞

● 2019年度 NPO 法人やどかりサポート鹿児島の保証事故一覧と返済状況について

件数	日付	No.	名前	保証額	備考	理由	返済状況
1	2019/5/31	No. 164	荷物撤去料	¥ 19,500	現金	逮捕	完済
2			トランクルーム初回契約料（鍵交換費、事務手数料、保証料、2019/6月使用料等）	¥ 13,000	現金	逮捕	完済
3	2019/7/4	No. 164	トランクルーム月使用料（2019/7月分）	¥ 6,000	振込	逮捕	完済
4			トランクルーム月使用料振込手数料	¥ 108		逮捕	
5	2019/7/5	No. 192	水道料金未納	¥ 80,833	振込		現在返済中
6			水道料金未納分振込手数料	¥ 324			現在返済中
7	2019/8/16	No. 192	水道料金未納	¥ 80,833	振込		現在返済中
8			水道料金未納分振込手数料	¥ 324			現在返済中
9	2020/1/10	No. 357	電気料金（12月分）	¥ 4,679	現金		完済
10			病院通院費	¥ 28,190	現金		完済
11	2020/2/6	No. 378	水道料金未納（2020/1月、2月分）	¥ 4,000	振込		完済
12			水道料金未納分振込手数料	¥ 330	振込		完済
合計（2019年度保証事故費）				¥ 238,121			
累計（2007年設立～2019年度までの保証事故費）				¥ 5,103,233			

奄 美 新 聞

2019年(令和元年)10月29日 火曜日

**瀬戸内町における地域ふくし連携型
連帯保証提供事業の活用に関する協定式**



瀬戸内町は28日、同町また同町社会福祉協議会（濱田盛弘会長）と協定法であるNPO法人も同事業に関する協定人やおのサポート鹿児島（芝田理事長）と、地域ふくし連携型連帯保証提供事業の活用に関する協定の締結式を行った。同法人は

**町社協とも締結
住宅確保困難者を法人保証へ
瀬戸内町協定結び居住支援へ**

同事業は、地域で連帯保証人を確保できず生活するに困難な状況になっている人に対して、社会福祉法人やNPO法人などが支援者として協定を締結することとなる。この締結式に、鎌田愛人町長と芝田理事長、濱田会長が出席し、それぞれ協定書に署名を行い、同事業の活用に関する協定が結ばれた。

鎌田町長は「県内で取り組むチームせと、今回協定を結んだことはありがたい。ひとりでの孤立も生まない支え合い、つながり合える心豊かなまちづくりに実現していきたい」と述べた。

同法人は鹿児島市内の2法人と同様な協定を交わしているが、公営住宅に法人保証の道が開かれ、居住支援を必要とする利用者に支援が実施されるという。

町は2017年度から取り組む「チームせと」が事丸」と支

営住宅の連帯保証提供や、社協との締結は今回が初めてになるという。芝田理事長は「協定を結び瀬戸内町などと連携し、地域共生社会の実現に貢献していきたい」と話した。

掲載承認済み

困窮者自立支援で連携

も域ふし連携型連帯保証提供等への協定
連帯保証と支援の提供



吉田紀子済生会鹿児島地域ふくしセンター所長(左)と芝田淳NPOやどかりサポート鹿児島理事長
=20日、鹿児島市武岡5丁目

県内のNPOと済生会

困窮して住まいの確保が難しい人を支援するNPOやどかりサポート鹿児島(鹿児島市、芝田淳理事長)と済生会鹿児島地域福祉センター(同、吉田紀子所長)が20日、「地域ふくし連携型連帯保証提供事業」の協定を締結

した。やどかりサポートの支援で住居を確保した人たちの生活をセンターで学んだボランティアが見守る。やどかりサポートは障害や貧困、高齢などで身寄りがない人が住居を借りる際の連帯保証人を引き受け、自立した地域生活ができるよう支援している。協定により、センターのボランティア養成講座修了生が済生会職員と連携して、定期的な様子を見に行ったり、周辺との交流を勧めたりする。センターでの協定式には、修了生らも出席。芝田理事長は「誰かに見守られているということが大切」、吉田所長は「生活者としての視点を生かし、困っている人たちと専門職との間をつないでほしい」と呼びかけた。(野村真子)

掲載承認済み

賃貸物件の入居支援へ

連帯保証協定を締結

徳之島と鹿児島県の2法人

【鹿児島県】徳之島町の社会福祉法人南恵会(吉留洋理事長)と、鹿児島市のNPO法人「やどかりサポート」が、鹿児島市と徳之島市(芝田洋理事長)は13日、「地域をくらし連帯保証に関する協定」を締結した。連帯保証人の確保が難しい高齢者や障がい者など生活困窮者の支援が目的。徳之島3町で福祉事業所を展開する南恵会が支援者や相談者の役割を果たし、やどかりサポート(鹿児島)が保証人となって住宅への入居を後押しする。協定式に臨んだ(右から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長(左から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長

協定式に臨んだ(右から)



【徳之島】徳之島町の社会福祉法人南恵会(吉留洋理事長)と、鹿児島市のNPO法人「やどかりサポート」が、鹿児島市と徳之島市(芝田洋理事長)は13日、「地域をくらし連帯保証に関する協定」を締結した。連帯保証人の確保が難しい高齢者や障がい者など生活困窮者の支援が目的。徳之島3町で福祉事業所を展開する南恵会が支援者や相談者の役割を果たし、やどかりサポート(鹿児島)が保証人となって住宅への入居を後押しする。協定式に臨んだ(右から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長(左から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長

【徳之島】徳之島町の社会福祉法人南恵会(吉留洋理事長)と、鹿児島市のNPO法人「やどかりサポート」が、鹿児島市と徳之島市(芝田洋理事長)は13日、「地域をくらし連帯保証に関する協定」を締結した。連帯保証人の確保が難しい高齢者や障がい者など生活困窮者の支援が目的。徳之島3町で福祉事業所を展開する南恵会が支援者や相談者の役割を果たし、やどかりサポート(鹿児島)が保証人となって住宅への入居を後押しする。協定式に臨んだ(右から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長(左から)吉留理事長、久木元会長、芝田理事長

結式があり、吉留理事長と芝田理事長が県社会福祉法人経営者協議会の久木元司会長の立ち会いを受けて協定書にサインした。芝田理事長によると、やどかりサポートは鹿児島に寄せられる支援相談件数は年間約200件。昨年はこのうち、50件程度の入居に結び付いたという。南恵会の吉留理事長は「徳之島でも年間5〜6件、相談がある。保証人不要の物件探しなどで支援しているが、物件数は少なく困難な状況」と現状を話した上で、入居の促進につながる協定締結の効果に期待した。

掲載承認済み

2019年度「重層的住宅セーフティネット構築支援事業」活動報告書

2019年(令和1年)度, 特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島(以下, やどかり, と略す。)では, 2019年8月9日から2020年1月31日にかけて, 国庫補助を受け「重層的住宅セーフティネット構築支援事業」を実施しました。

■鹿児島県における現状の課題について

まず, 鹿児島県は単身高齢世帯の割合が全国2位です。また, 精神科病院長期入院者も多く, 鹿児島県は地域移行に力を入れています。県内の外国人はここ5年で1.5倍に増えています。以上のように, 住宅確保要配慮者は増加しており, 今後もさらなる増加が見込まれています。

これに対して, 居住支援を行う団体や機関は不足しています。居住支援法人は2019年3月末現在で, 鹿児島には当法人を入れて2団体のみです。また, 居住支援協議会は県に設置されているもののみであり, 居住支援協議会を設置している市町村ありません。

■鹿児島県の課題に対するやどかりの取り組み内容

①居住支援の普及啓発に向けた地域のコーディネート

上記のような状況にあって, やどかりは一居住支援法人として, 入居前の支援や入居後の居住支援といった個別具体的な支援を行うだけでなく, 県全体における居住支援の普及啓発のために, 地域全体をコーディネートする役割を担うべきであると考えています。

そのために, 2019年度は次の2つの行動をとりました。

②「地域ふくし連帯保証」の推進

「地域ふくし連帯保証」は, やどかりが単独で行うものではなく, 地域福祉の担い手の方々に「支援者」となってもらい, 連帯保証を提供するものです。そのため, 事例に対応するたびに, 地域の方々を居住支援に巻き込んでいくことができます。これまでも, 個々の事例の積み重ねの中で, 地域の居住支援ネットワーク構成を促進してきました。2019年度, 本事業において下記のように入居前支援・入居後支援で個々の事例と向き合い, 「地域ふくし連帯保証」の推進を行いました。

③鹿児島県居住支援協議会との連携

個別の相談, 居住支援の普及啓発のための事業等, あらゆる局面で鹿児島県居住支援協議会と連携しています。本事業で, 『重点地域における「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」の開催』を行う事により, 特に市町村における居住支援協議会の設置に向けての取り組みについても, 一居住支援法人として連携を図りました。

1. 「地域ふくし連帯保証」における入居前の支援

①実施概要

「支援者」とともに, 利用者の入居に向けた支援を行いました。具体的には, 物件探し, 契約の補助, 入居後の安定した生活のための「支援計画」の立案等を行いました。「支援者」がいない利用者からの相談については, やどかりが「支援者」を紹介したり, いっしょに「支援者」をさがしたりして,

「地域ふくし連帯保証」を利用して連帯保証が提供できるよう、コーディネートを行いました。さらに、困難事例については、司法書士・社会福祉士等の専門家がアウトリーチを行いました。

②結果

11件の入居前アウトリーチを行いました。

2. 「地域ふくし連帯保証」における入居後の支援

①実施概要

「地域ふくし連帯保証」における入居後の居住支援は、原則として「支援者」が行いますが、やどかりも支援の内容についてスーパーバイズしたり、場合によっては直接支援を行ったりしました。また、近隣とのトラブル、退去、死亡等連帯保証人として対応が必要なケースにおいては、当然のことながら、連帯保証人として対応を行いました。さらに困難事例については、司法書士・社会福祉士等の専門家がアウトリーチを行いました。

②結果

9件の入居後アウトリーチを行いました。

3. 全国居住支援法人協議会等が開催するセミナー・勉強会等への参加

（「地域の居住支援ネットワーク形成を目的としたセミナー・勉強会等の開催・参加」に該当するとして実施）

①実施概要

全国居住支援法人協議会が開催する、居住支援法人向けのセミナー・勉強会に職員が参加しました。

②結果

2020年2月17日に福岡にて行われた、2019年度居住支援法人研修会に職員1名が参加しました。

4. 重点地域における「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」の開催

（「居住支援事業の中長期的な持続性に配慮した取組」に該当するとして実施）

①実施概要

「地域ふくし連帯保証」の推進を重点的に行う地域を選定し、「地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」を開催しました。協議会には、行政、不動産関係者、福祉関係者等を委員として招聘しました。

②結果

次頁のように、「鹿児島市における地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」を計4回、「薩摩川内市における地域ふくし連帯保証を推進するための協議会」を計4回実施しました。日程、講演者は次のとおりです。

●鹿児島市における地域ふくし連帯保証を推進するための協議会の開催について

日程	講演者	
2019年8月21日	厚生労働省九州厚生局 地域包括ケア推進課	課長 山内 勉 氏
2019年9月12日	国土交通省九州地方整備局 建政部住宅整備課	課長補佐 堤 宏徳 氏
		住宅ストック活用係長 横山 真由美 氏
	鹿児島県土木部建築課住宅政策室 住宅企画係	技術専門員 假屋 智広 氏
2019年10月15日	講演なし（※主に事例検討、意見交換、グループワーク）	理事長 芝田 淳
		特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島
2019年11月20日	地方独立行政法人大牟田市立病院 地域医療連携室	牧嶋 誠吾 氏



2019年11月20日の協議会(鹿児島市)

●薩摩川内市における地域ふくし連帯保証を推進するための協議会の開催について

日程	講演者	
2019年8月22日	厚生労働省九州厚生局 地域包括ケア推進課	課長 山内 勉 氏
2019年9月11日	国土交通省九州地方整備局 建政部住宅整備課	課長補佐 堤 宏徳 氏
		住宅ストック活用係長 横山 真由美 氏
	鹿児島県土木部建築課住宅政策室 住宅企画係	技術専門員 假屋 智広 氏
2019年10月21日	特定非営利活動法人 やどかりサポート鹿児島	理事長 芝田 淳
	講演なし（※主に事例検討、意見交換、グループワーク）	
2019年11月21日	講演なし（※主に事例検討、意見交換、グループワーク）	



2019年8月22日の協議会(薩摩川内市)

2019年度 鹿児島あんしん居住サポート事業

1. 居住支援に関する相談窓口

鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、2019年6月5日から2020年1月31日の間、月・水・金曜日の週3回、居住支援の相談窓口を設置し、居住支援に関する相談を担いました。期間中の相談実績については以下の通りです。

【相談実績 2019年6月5日～2020年1月31日(鹿児島あんしん居住サポート事業期間)】

	6月(5日～)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
相談日数(月・水・金)	11	13	10	11	12	12	12	11	92
相談総件数	30	25	27	28	29	14	27	27	207
相談件数(新規)	23	22	20	25	26	11	23	23	173
相談件数(継続)	7	3	7	3	3	3	4	4	34
性別									
男性	15	14	19	14	17	11	14	12	116
女性	9	8	7	13	10	3	11	12	73
不明	6	3	1	1	2	0	2	3	18
連絡者									
賃借人	6	12	13	12	8	8	14	8	81
代理人	17	8	9	11	8	3	9	16	81
行政	3	2	2	2	3	1	1	0	14
不動産	1	0	1	1	4	0	1	2	10
賃貸人	0	0	1	0	1	0	1	1	4
その他	3	3	1	2	5	2	1	0	17
受付									
電話	30	23	24	26	29	13	25	24	194
来所相談	0	1	3	2	0	0	1	1	8
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1
メール	0	0	0	0	0	1	1	2	4
結果									
住宅確保	7	6	9	7	8	3	5	3	48
(内、やどかり利用)	7	6	7	7	8	2	5	3	45

2019年度全体の相談実績及び相談結果分析についても参考までに掲載いたします。

【相談実績 2019年4月1日～2020年3月31日(2019年度全体)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	相談日数(月・水・金)	12	11	12	13	10	11	12	12	12	11	11	12	139
	相談総件数	27	25	34	25	27	28	29	14	27	27	24	25	312
	相談件数(新規)	22	18	27	22	20	25	26	11	23	23	20	14	251
	相談件数(継続)	5	7	7	3	7	3	3	3	4	4	4	11	61
性別	男性	17	13	17	14	19	14	17	11	14	12	10	14	172
	女性	8	12	11	8	7	13	10	3	11	12	13	9	117
	不明	2	0	6	3	1	1	2	0	2	3	1	2	23
連絡者	賃借人	8	11	6	12	13	12	8	8	14	8	13	12	125
	代理人	10	9	21	8	9	11	8	3	9	16	11	12	127
	行政	2	2	3	2	2	2	3	1	1	0	0	1	19
	不動産	4	1	1	0	1	1	4	0	1	2	0	0	15
	賃貸人	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	4
	その他	3	2	3	3	1	2	5	2	1	0	0	0	22
受付	電話	27	25	34	23	24	26	29	13	25	24	23	23	296
	来所相談	0	0	0	1	3	2	0	0	1	1	1	2	11
	FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	メール	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4
結果	住宅確保	6	6	7	6	9	7	8	3	5	3	5	6	71
	(内、やどかり利用)	6	6	7	6	7	7	8	2	5	3	5	6	68

【2019年度 やどかり相談結果分析表】

		合計	分析結果
新規相談件数		251件	
内、連帯保証問題		239件	95%
内、複合的課題により利用に至らず		38件	16%
内、居住以外の保証人問題		12件	5%
内、問い合わせのみでその後の連絡なし		102件	43%
内、自己解決		16件	7%
内、支援中		1件	0%
内、住宅確保		71件	30%
内、やどかり利用		68件	28%
内、公営住宅		17件	25%

次頁に、2019年4月1日から2020年3月31日の期間で住宅確保につながった方の相談の概要について紹介いたします。

	性別	年齢	主訴	種別	やどかり利用	公営住宅	住宅確保	備考
1	男	82	今住んでいる有料老人ホームから退去を要請されている。アパートを借りて一人暮らしをしたいが保証人がいない。	高齢者	利用		確保	やどかりハウス
2	女	54	近所でいじめにあっており、鹿児島市で開病中の父親の看取りをし、鹿児島市に転居したい。	精神障害	利用	鹿児島市	確保	
3	女	80	高齢の母親と、身体障害のある息子の2人世帯。住んでいたアパートのオーナーが替わり、建替えのため退去を求められている。身寄りがなく、保証人が見つからないため、保証人をお願いしたい。	高齢者	利用	鹿児島県	確保	
4	男	62	現在の住居が階段が非常に急で、自身が障害を持っているため非常に危険である。転居したいが保証人がいない。	精神障害 身体障害	利用		確保	
5	男	73	転居をして、生活保護を受給しながら自立して生活したい	高齢者	利用		確保	
6	男	78	現在自社で取り壊しを予定している建物に、身寄りがおらず保証人が確保できない為、転居が出来ない方がおられる。保証人提供してもらえないか？	高齢者	利用		確保	
7	男	74	現在、精神科病院に入院中。退院し地域生活を行う予定であるが、保証人がいない。	精神障害	利用		確保	
8	男	63	B型事業所に通所希望のため、事業所の近くに転居したい。	精神障害	利用	鹿児島県	確保	
9	男	39	近隣トラブルにより、住宅サービスから退去を要請されている。保証人になってもらえるか？	精神障害	利用		確保	
10	男	79	公営住宅に入居希望の高齢者がおられるが、保証人以外に身元引受人も必要と言われた。やどかりで対応可能か？	高齢者	利用		確保	
11	男	60	医療保護入院となった方が、退院支援中。ホームヘルプや訪問看護等のサービスを利用しながら地域で安定した生活を送れるよう環境整備を行っている段階。やどかりを利用したい。	精神障害	利用	鹿児島県	確保	
12	女	84	公営住宅に夫と二人暮らしをしていたが、約3年前に夫が突然死した。保証人がいないため承継承認が受理されず、家賃も約2倍の額になっている。お金がないため、病院も受診できず困っている。	高齢者	利用	鹿児島市	確保	
13	女	48	一緒に住んでいた父親が施設入所となり現在意思疎通が図れない状態。また、ストーカー被害から逃れる為、転居して安心できる環境で生活したい。	精神障害	利用		確保	
14	女	77	約4か月前にアパートの家主より、建物の取り壊しのため半年以内の転居を要請された。転居先は決まったものの、親族と関係が悪く、保証人をお願いできる人が全くいない状態。やどかりを利用できるか？	身体障害	利用		確保	
15	男	78	自立準備ホーム利用中の方が、年齢的に耳が遠いことや認知面で課題があると考えられるため、入居後の福祉的なサポート体制が必要である。やどかりの利用をお願いしたい。	刑余者	利用		確保	
16	男	66	鹿児島県地域生活定着支援センターで支援に関わっている方が、以前住んでいた地域での居住を希望している。保証人がいないので、やどかり利用をしたい。	刑余者	利用		確保	
17	女	38	これまで他県で生活していたが、GHの社長から厳しい事を言われ身体症状が出て鹿児島に帰ってきた。鹿児島で一人暮らしをして安心して生活したい。保証人がいないのでやどかり利用をしたい。	精神障害	利用		確保	
18	女	59	これまで保証人となっていた親族が、生活保護受給のために保証人にはなれないことが分かった。今回、アパートの更新が近づいており、新しく保証人をたてなければいけない。	精神障害	利用		確保	
19	男	56	駆け落ちをして、親族を精りに帰ってきたが、親族との関係悪化のため間借りしている住居を出ていかないとけなくなつた。今後内縁の方と安心して生活できる住居を確保したい。	元ホームレス生活者	利用		確保	
20	男	56	被保佐人が、精神科病院を退院後GH入居を検討している。やどかりで連帯保証を提供していると聞いて電話をした。	精神障害	利用		確保	
21	男	39	現在住んでいる賃貸住宅が老朽化で取り壊しになるため立ち退きを迫られている。次の物件目星はつけているが、その保証人がいない。	精神障害	利用		確保	
22	男	72	現在、持ち家に住んでいるが老朽化により台風時に怖い思いをしている。転居したいが保証人がいない。	高齢者	利用	鹿屋市	確保	
23	女	59	現在福祉ホームに入居中。一人暮らしをして、自立した生活を送りたい。住宅を借りたいが保証人がいない。	精神障害	利用	さつま町	確保	
24	男	62	現在入院中の方が、帰る先がない。退院の為に住宅を確保したいが、保証人がいない。	身体障害	利用		確保	
25	男	57	シェルター利用の方が、やどかりハウスの入居を希望されている。やどかりで保証人が可能か？	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
26	女	54	大家からの契約解除通告を受けた。今後GHや物件等を探して転居しなければならないが保証人がいない。	精神障害	利用		確保	
27	男	63	現在の住居が取り壊しの為、転居しなければならない。住居を確保したいが保証人がいない。	元ホームレス生活者	利用		確保	
28	男	69	現在の住まいが4階であり、膝の痛みの為階段の上り下りが困難。1階の部屋に転居したいが保証人がいない。	高齢者	利用		確保	
29	女	53	現在の住まいが親戚の持ち物で、退去をお願いされている。猫を飼いながら、一人暮らしをしたい。(No.30、31とは姉妹)	知的障害	利用		確保	
30	女	53	現在の住まいが親戚の持ち物で、退去をお願いされている。引きこもっている長女の近くで、一人暮らしをしたい。(No.29、31とは姉妹)	知的障害	利用		確保	
31	女	45	現在の住まいが親戚の持ち物で、退去をお願いされている。職場の近くで一人暮らしをしたい。(No.29、30とは姉妹)	知的障害	利用		確保	
32	男	21	生活場所がない。シェルターなど本人が生活していける場所を探している。	低所得者			確保	
33	男	64	自身が金銭管理をしている方が、立ち退きにより転居が必要である。保証人がいない為、保証人になってもらいたい。また、やどかり利用が可能な不動産会社についても紹介してほしい。	低所得者	利用		確保	
34	女	49	ご本人の母親と姉が精神症状により入院中。ご本人が自宅にて一人で生活するには不都合部分が多い為、公営住宅転居を希望されている。	身体障害	利用	鹿児島県	確保	
35	男	65	沖永良部に転居したい。沖永良部に移住することが、自分の長年の夢であった。保証人になってもらえるか？	身体障害	利用	大島郡知名町	確保	
36	男	31	現在、退職した会社の社員寮に一時的に住んでいる状態。8月中には退去するよう言われている。転居する際に保証人になってもらえるか？	元ホームレス生活者			確保	

37	女	56	夫と離婚して行くあてがなく、現在知人宅に同居中。やどかりで連帯保証してもらえるか？	知的障害	利用		確保	
38	男	42	シェルター利用の方が、やどかりハウスの入居を希望されている。支援者は現段階で確保できない状態であるが、やどかりで保証人が可能か？	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
39	男	54	現在支えあふシェルター入居中。これから住宅確保したいが保証人がいない。やどかりハウスについて聞きたい。	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
40	男	42	GHから、民間住宅に引っ越しをしたいが、保証人がいない。保証人になってもらいたい。	精神障害	利用		確保	
41	男	55	入居中のアパートの管理会社が変更となり、新たに契約が必要。兄と疎遠になっており連帯保証人がいない為、保証人になって欲しい。	知的障害	利用		確保	
42	女	66	老朽化で取り壊しのため、他の町営団地に転居をしなければならない。兄弟は入院をしており、高齢のため保証人になることができず、転居手続きが進まない状況。やどかりが利用できるか話が聞きたい。	低所得者	利用	さつま町	確保	
43	男	59	アパートで自立した生活を送りたい。これまで通り、スケジュールとおりに活動に参加し安定した生活を送りたい。	精神障害	利用		確保	
44	男	50	現在シェルター入居中。やどかりハウスの説明を受け、互助会に興味を持った。もっと詳しく話を聞きたい。	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
45	男	74	地域移行支援中の方が、保証人がいないため住宅確保ができない状態。サービス利用について現在整備中の状態。やどかり利用をしたいがどのように進めたいか？	精神障害	利用		確保	
46	女	49	現在児童養護施設にいる子どもと同居するために、住居を借りたいが、保証人がいない。	精神障害	利用		確保	
47	女	18	父親からの虐待を受け保護されている方が、GH入居を検討している。保証人がいないためやどかりを利用したい。	知的障害	利用		確保	
48	女	41	GH入居を検討しているが、保証人がいない。保証人になってもらいたい。	精神障害	利用		確保	
49	女	67	家を借りたいけど保証人がいない。どうしたらよいかわからないので教えて欲しい。保証人について相談したい。	高齢者			確保	
50	男	38	やどかりハウスに興味がある為、話を聞きたい。	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
51	男	38	公営住宅を継続して入居したいが、保証人が見つからない。保証人が見つからなければ退去をするように言われた。	低所得者	利用	鹿児島市	確保	やどかりハウス
52	男	60	現在、家賃を10カ月滞納しており、保証人もいない状態。公営住宅の管理の方から、保証人を確保するように言われ、やどかりに電話をした。	低所得者	利用	鹿児島県	確保	やどかりハウス
53	男	62	現在シェルター入居中。住宅を確保したいが保証人がいない。シェルターは11月1日には退去しなければならない。	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
54	男	67	公営住宅取り壊しのため、退去を要請されている。身寄りが全くなく、保証人が確保できないため転居が出来ない。また、現在の公営住宅の保証人もいない状態であるため、自治体からの転居の助成が受けられない。	高齢者	利用	鹿児島県	確保	
55	男	30	GHに入所予定の方が、連帯保証人がいない。やどかりについて教えてほしい。	刑余者	利用		確保	
56	男	66	現在、入院の方が退院可能な状態であるにもかかわらず、保証人がいないことから退院が出来ない。保証人になってもらうことは可能か？	高齢者	利用		確保	
57	女	41	隣に住む親族からのストレスが非常に強く、ご本人の病状悪化の原因となっているとの事で、転居を検討している方がいる。親族の協力が全く得られないので、やどかりの連帯保証人を利用したい。	精神障害	利用	日置市	確保	
58	男	54	シェルター入居の方が、やどかりハウスについて興味を持たれている。面談可能であるか。	元ホームレス生活者	利用		確保	やどかりハウス
59	女	50	現在の生活環境が非常に悪く、転居を検討しているが、保証人がいない。保証人になってもらえるか。	知的障害	利用		確保	
60	男	51	現在、自立準備ホーム利用中の方が、GH利用予定であるが、保証人がいない。保証人になって欲しい。	知的障害	利用		確保	
61	男	46	第三者からの虐待により、家族全員バラバラの生活を強いられている。公営住宅に入居して家族の生活を立て直したいが保証人がいない。	知的障害	利用	鹿児島県	確保	
62	女	52	保証人がいない為転居が出来ず、やむをえず元夫と同居中。公営住宅に転居をしたいが、保証人になってもらえるか。	低所得者	利用	鹿児島県	確保	
63	男	56	草牟田寮での生活後、現在GH入居している。取り急ぎ、保証人なしで入居しているがやどかりを利用したい。	刑余者	利用		確保	
64	男	48	現住居の滞納のため退去を要請されている。転居先であるGHは、保証人が必要だが保証人が確保できず転居について保留になっている。やどかり利用について聞きたい。	精神障害	利用		確保	
65	男	75	現在入院中の方が、帰る自宅がない状態。施設入所は希望されておらず、自立した生活を送りたいとの事。民間賃貸住居を探しているが保証人がいない。	高齢者	利用		確保	
66	女	18	母親と二人暮らしをしていたが、母親は精神疾患のため母親としての対応が困難な状態である。今は母親と離れて一人で安心して暮らしたい。	精神障害	利用		確保	
67	男	36	現在自立準備ホームを利用中。一軒家を借りたいと思っているため、やどかり利用をしたい。保証人になって欲しい。	知的障害	利用		確保	やどかりハウス
68	男	52	これまで保証人であった父親が死去。現在保証人がいない状態のため、不動産業者より保証人を見つけるよう言われている。	精神障害	利用		確保	
69	男	58	これまで路上生活をしてきた。現在、シェルター入居中で生活保護も申請している。住宅確保をしたいが、保証人がいない。	知的障害	利用		確保	
70	女	59	現在入院中の方の計画相談の依頼を受けた。サービス利用についてはB型事業所、地域活動支援センター、居宅介護が決まっており、入居する住居も目途がたっているが保証人がいない状態。	身体障害	利用		確保	
71	男	60	公営住宅入居が決まったので、2月25日までに契約書を提出したい。やどかりには1年前に相談したことがある。やどかり利用出来るか？	精神障害	利用	南九州市	確保	
						68名	17名	71名
								11名

前頁の表の通り、住宅確保につながったのは、71名、さらにやどかりの地域ふくし連帯保証の利用に至った方は68名でした。

2. 住宅セーフティネットワーク

住宅確保要配慮者に対する居住支援を充実させるためには、住宅確保要配慮者に対する支援とあわせて、大家・不動産事業者が安心して貸すことができる体制整備が求められるため、鹿児島県居住支援協議会の事業として、住宅セーフティネットワークが設置されました。2019年度は、2018年度に引き続き、特にニーズの大きい死後事務(残置物の撤去等)を実現できるようにするため、弁護士・司法書士・宅建士等を委員に招聘して議論が行われ、NPO法人つながる鹿児島の協力も得て、実際に死後事務委任契約を締結した事例をうみ出すことができました。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ネットワークの運営を行ないました。

3. かがしま居住支援ガイドブック

2019年度、鹿児島県居住支援協議会では、福祉関係者、不動産関係者、行政機関等、住宅確保要配慮者からの相談に応じたり、これに対する支援を行う者・機関が居住支援について理解し実践するための資料として「かがしま居住支援ガイドブック」を作成しました。

当法人は、鹿児島県居住支援協議会からの委託を受けて、同ガイドブックの編集等を行ないました。



4. その他

2019 年度、鹿児島県居住支援協議会では、県内各地で「居住支援ネットワーク会議」や居住支援に関する「意見交換会」を実施しました。また、2019 年 11 月 1 日には「かごしま居住支援シンポジウム」も開催しました。

当法人では、これらのすべてに参加し、ネットワーク会議におけるグループワークのファシリテーターやシンポジウムにおけるコーディネーターを務める等しました。

「当事者どうしの支えあいを支える「やどかりハウス」立上げ事業」について

1. 事業の概要

本事業は、連帯保証人が得られないなど社会的に孤立している当事者が互いに「つながり」あい、支えあい助けあうことで、社会における「つながり」と「役割」を持って、豊かで安定した生活が送れるようにするため、また、こうした支えあい助けあいにより、貸す側である大家や不動産事業者も安心して貸せるようにするため、当事者どうしの支えあい助けあいを前提として入居する「やどかりハウス」を地域に展開し、支援者は当事者の主体性を尊重しつつ、入居後の当事者どうしの「支えあいを支える」、地域共生社会においてあるべき新たな居住支援を実践する事業です。

2. 「やどかりハウス」の運営

住宅確保要配慮者の相談を受け、当事者どうしが支えあい助けあう「互助する暮らし方」を勧め、ご理解いただいた方に「やどかりハウス」に入居いただきました。

ホームレス生活者、刑余者、高齢者等 11 名が「互助する暮らし方」を始めました。

私たちは、身寄りがない・身寄りが少ないもの同士が互いに助け合って暮らす、仲間です。

いつでも見学に来てください!

何をしているの?

- イベント企画・開催 → これまで、季節に合わせて「雑煮会」「お花見」「花火を見る会」を企画し、開催してきました。
- お部屋のお掃除 → 足腰が痛くて片づけが出来ない仲間の部屋の掃除をして、助け合うこともあります。
- 入院の時の支援 → 入院の時の荷物の持ち運び、お見舞い、手術時の身の周りのお世話。退院時のお迎えを仲間同士で行っています。一番うれしかったのは心配してくれる人がいたことだと言った方もいました。
- 買い物の手伝い → 足をケガして外出できない仲間の買い物を手伝ったりもしています。

※会費はありません。※イベントへの参加や活動は強制されるものではありません。

「やどかりハウス」という「暮らし方」

「やどかりハウス」とは「互助する暮らし方」の事です。やどかりは、互いに助け合う暮らしを提案します。

やどかり?
NPO法人やどかりサポート鹿児島です。やどかりでは、住宅の確保支援をしています。

このよ互助?
お互いに助け合うこと。

NPO法人やどかりサポート鹿児島 〒990-0060 鹿児島市下田町11-11-11602(5)下田201号
TEL: 099-6003442 FAX: 099-6003885 URL: <https://www.yadokari.jp>

3. 「やどかりサロン」の運営

「やどかりハウス」入居者の他、既存の互助会である鹿児島ゆくさの会の協力を得ることで活発なサロン活動を行いました。集った仲間たちで、やどかりサロンでの過ごし方を話し合ったり、イベントを企画して実施するなど、自主的な運営が行われました。

2019年7月から週1回実施。7～9月はポラーノ・ポラーリ(鹿児島市唐湊)にて、10～3月はSaa・

Ya(鹿児島市下荒田)にて実施しました。

「やどかりハウス」入居者、ゆくさの会のメンバー、大学教授、司法書士、地域住民等のべ 323 名が参加しました。

4. ピアスタッフによる訪問・相談支援事業

「やどかりハウス」入居者や当法人への電話や個別面談で不安を抱えていることが判明した人に対して、ピアスタッフが訪問を行いました。様子を見るだけでなく、個別の困りごとにも対応しましたが、なにより「なかまとして遊びに行く」という感覚で訪問を行ったことが効果的でした。利用者とピアスタッフとの絆が深まっただけでなく、やどかりとの関係にも変化が見られました。

合計 273 回のべ 302 名にもものぼる訪問が行われました。

5. 専門家による訪問・相談支援事業

ピアスタッフによる訪問において専門性の高い相談があったケースや直接やどかりに対して専門性の高い相談があった場合、例えば、精神疾患の症状が強い方、複合的困難を抱えている方、生活の環境が整っていない方等に対して、専門家が訪問を行い相談支援を行いました。さらに、地域の福祉関係者からの要請や情報提供に応じて、住宅確保要配慮者に対する訪問・相談支援を行いました。

合計 77 回のべ 93 名の訪問が行われました。

6. 「支えあいを支える」活動の全国交流事業

富山県高岡市の「コミュニティハウスひとのま」、宮城県の「愛子ハウス」(NPO 法人ワンファミリー 仙台運営)の視察に行きました。



宮城県「愛子ハウス」にて(2019年7月26日)

そして、これら視察先の方々を鹿児島に招き、2020年2月22日「支えあいを考えるワークショップ」を実施しました(場所:サンプラザ天文館(鹿児島市))。



「支えあいを考えるワークショップ」(2020年2月22日)

視察においては「やどかりハウス」で「互助する暮らし方」を始めた方や既存の互助会で具体的な互助活動を行っている鹿児島の当事者も同行しました。他地域における「支えあい」に触れ、鹿児島の当事者が他地域で「支えあい」を実践する当事者と交流することができ、「互助」することに対する発見や自信を得ることができました。

「支えあいを考えるワークショップ」においては、当事者・支援者がそれぞれの目線で意見を交わし、それぞれの団体で行っていることを共有しあい、自分たちの団体に活かせるものを模索することができました。特に「当事者主体の居住支援」という提案を受けて、多くの支援者が、当事者とのかわりについて深く再検討を行っている姿が印象的でした。

7. 運営委員会

「やどかりハウス」「やどかりサロン」を円滑的に運営していくために、様々な団体に参加いただき、議論を行いました。さらに「互助する暮らし方」が秘める可能性について及び「やどかりハウス」「やどかりサロン」事業を助成金に頼らず持続的に実施する方策についても議論を行いました。

8. 成果報告会の開催

「賃貸経営×居住支援＝地域・安心・未来・創造」という名称で、2020年1月15日、かごしま県民交流センター大ホールにおいて成果報告会を開催しました。参加者数は122名でした。

「やどかり」といっしょに考えよう！

賃貸経営×居住支援＝地域・安心 経営×支援＝未来・創造

～空き家対策のために活用したい
住宅セーフティネット制度～

2017年に始まった「新たな住宅セーフティネット制度」。
国庫補助金、国庫貸付、民間人等の宅地の増築に活用する
方針に対して「居住支援」を提供することで、地域のなかで具
に社会を創造し、さらに大家さん同士安心して貸すことが
できる未来を目指す制度です。
これからの賃貸経営に「居住住宅」や「居住支援法人」の存在は
必須の知識。本講座等に学ぶとともに、地元鹿兒島の活動も
ご紹介します。

【日時】 2020年1月15日(水)
開場 13:00～
開演 13:30～16:30

【場所】 かがしま県民交流センター 大ホール(西棟2階)
鹿児島市山下町14番50号 TEL: 099-221-6900

【参加費】 無料

【応募締め切り】 1月8日(水)までに直前の申込用紙を
NPO法人やどかりサポート鹿兒島へお送りください。

①基調講演 株式会社あんど(千葉県船橋市) 共同代表 友野 剛行氏 西野 希和子氏
**「住まいのリスク」を限りなくゼロにする
(安心)を作り出す居住支援事業**

②制度の紹介
新たな住宅セーフティネット制度、居住支援についての紹介
【株式会社あんど】
【株式会社あんど】
【株式会社あんど】

③鹿児島における居住支援の紹介
【株式会社あんど】
【株式会社あんど】

④パネルディスカッション
【株式会社あんど】
【株式会社あんど】

独立行政法人
福祉政策機構社会福祉振興助成事業



9. まとめ

「当事者主体の居住支援」という方向性が見えられました。

「やどかりハウス」という「互助する暮らし方」の提案により、やどかりが提供する居住支援においてなんらかのプラスアルファが生まれるであろうとは予想していましたが、結果は予想をはるかに超えていきました。居住支援を必要とする当事者どうしがつながったとき、当事者が当事者に対する居住支援を始めたのです。しかも、当の本人らはそれを居住支援とも思っていないのです。だから、当事者どうしの支えあいによって、単に必要な物資がそろったとか、手続きが済んだとか、そうした表面的物理的な結果だけではなく、感謝が生まれ、つながりが生まれ、だから、人が元気になっていきました。

また、全国交流事業により、「当事者主体の居住支援」を全国に発信することができましたし、また鹿兒島において「互助する暮らし方」を行っている当事者も自分たちが行っている活動の意義を強く確認できたものと思われます。

今後も、「当事者主体の居住支援」の実現を目指していこうと考えています。

毎日新聞

2020年(令和2年)1月21日

低所得者らの入居先確保へ

鹿児島 支援策考えるシンポ

低所得者や高齢者らが安心して入居先を確保できるように創設された国の「新たな住宅セーフティネット制度」を巡り、福祉団体や不動産関係者が支援策を考えるシンポジウムが鹿児島市の県民交流センターであり、約150人が参加した。

賃貸住宅を契約する際、貸主が家賃滞納などを危惧し、入居を断られることが多いのが低所得者や高齢者、障害者などの「住宅確保要配慮者」だ。2017年に始まった同制度は、要配慮者の入居を受け入れる住宅を都道府県や中核市、政令市に事前登録。スムーズな入居で安全を確保すると共に、全国的に増え続ける空き家の活用策としても期待されている。16日現在、鹿児島県で68戸、熊

本県で26戸、宮崎県で7戸が登録済みだ。

シンポジウムは、居住支援を担う鹿児島市のNPO法人「やどかりサポート鹿児島」が主催。要配慮者のための家賃保証会社「あんど」(千

葉県船橋市)の共同代表、友野剛行さんが講演した。友野さんは「障害者や高齢者の一番のリスクは社会的孤立。そうさせないため、みんなで支援することが解決につながる」と強調した。

支援団体や行政関係者によるパネルディスカッションもあり「人口が減少し、空き家が増えている。入居を促進し、地域作りを進めることも大事」などと提言した。【菅野蘭】



居住支援について話し合う「あんど」の友野さん(右から2人目)ら

掲載承認済み

2019年度指定特定相談支援事業の実績報告

福祉相談支援センター やどかり
管理者 西田 鉄心

当会では、非営利でボランティア主体の活動である連帯保証事業のほかに、福祉サービス事業の経営も行っています。具体的には、障害者総合支援法における『指定特定相談支援事業』を運営しており、内容は、18歳以上の身体・知的・精神障害をお持ちの方や難病患者等を対象に、その方々が利用を希望している障害福祉サービスが利用できるようにするためのサービス等利用計画を作成しています。

平成26年9月1日から開設して令和2年3月末までの5年7カ月が経過する中で、総契約数は714件で、休止や廃止したケースを除いて、およそ570件の方の障害福祉サービスにおける相談支援を行っています。月9件ペースで新規や他事業所からの引継ぎケースを受けている状況です。

利用しているサービスの内訳は、

利用している福祉サービスの種類	%
1.居宅介護・通院等介助・同行援護	約 17%
2.グループホーム(住まい支援)	約 11%
3.就労継続支援 A 型	約 15%
4.就労継続支援 B 型	約 41%
5.就労移行＋生活訓練	約 12%
6.地域移行支援	約 3%
7.他(生活介護・施設入所支援等)	1%未満
合計	100%

となっており、統計から、当事業所が支援している方は、就労系のサービスを利用している方が半数以上に上ることがわかります。ヘルパーの利用やグループホームを利用するの住まいの支援も連帯保証が必要なケースではボランティア部門と連携して行っています。

2019年度指定一般相談支援事業の実績報告

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島
理事 鶴田啓洋
福祉相談支援センターやどかり
相談支援専門員 新川昇一郎

■令和元年度を振り返って

1. 令和元年度は、17名の方に地域移行支援事業を行うことができました。そのうち、退院者は9名、支援継続中は7名です。鹿児島市の平成29年の実績は3件程度ですので、より多くの方に退院支援を届けられました。鹿児島を「普通に、病院外の相談支援専門員やピアサポーターが退院支援に関わることができ、入院患者さんが退院という選択肢を選べる地域」に近づけることができたと思います。

2. 平成30年度に受託していた「鹿児島県 ピアサポーターを活用した長期入院事業」に引き続き「鹿児島市 長期入院精神障害者の地域移行推進事業(ピアサポーター活用事業)」を受託しました。これまでいた4名のピアサポーター(内1名は令和元年8月に、家庭の事情により活動終了)に加え、新たに4名のピアサポーター訓練生を迎え、昨年度のピアサポーター、今年度のピアサポーター、相談支援専門員と重層的なスタッフ体制を組むことができました。

また、精神科病院4か所で体験談を発表し、入院中の患者さんの退院意欲を高める活動を行い、同時にピアサポーターとしての訓練を行いました。さらに、月に1度、精神科病院や行政、他の相談支援事業所と会議を行い、鹿児島市全体で地域移行支援を行っていくという体制作りにも寄与しました。

3. やどかりサポート地域ふくし連帯保証事業部門のスタッフとの交流ができました。地域移行支援に興味を持っていただき、二人の相談員に実際の地域移行支援の場に出ていただくことができました。この場を借りて、お二人には感謝申し上げます。

4. 平成30年度受託の「鹿児島県 ピアサポーターを活用した長期入院事業」訓練生の一人が、相談支援専門員の資格を取得して、相談支援専門員兼ピアサポーターという道を歩み始めました。二つの立ち位置で物事を捉えるのは大変だと思いますが、同じ仲間として一緒に歩んでいきたいと思っています。

5. 地域移行支援では、せっかくピアサポーターがいろいろ関りをして、制度の仕組み上、退院後は関わりづらいという課題がありました。それを解消するべく、「自立生活援助」というサービスの指定を受け、退院後もピアサポーターが関わる体制を構築しようと準備をしています。本格稼働には至りませんでした。少しずつ体制を構築していきます。

6. ひっそりと読売新聞のヨミドクターに2日間にわたり連載されました。取材の過程において、何のために退院支援をしているのか、患者さんにとって地域に出るとはどのようなことなのかを自分の言葉で語るように求められました。恥ずかしいことに私にはそれに答えられる言葉が少なく、冷や汗が出た記憶があります。当時同じチームで支援をしていた訪問看護スタッフ(実は今年度から同じやどかりの相談支援専門員!)が、退院は「その人にとっては生きなおしですね」と話してくれたことが印象的です。この取材を通して、退院支援の本質的なことを考える機会となりました。

■ある利用者のお話

令和2年5月、退院支援でかかわった60代の男性、Aさんとお話する機会がありました。Aさんは、60代男性、18年間入院していた方です。鶴田理事、新川、ピアサポーター2名で退院支援を行いました。

病院の精神保健福祉士の紹介で初めてお会いしたときは、「絶対に退院しない」とお話をされました。その後、定期的な面談、ご本人の趣味であるプラモデル作りをピアサポーターと行い、私たちやどかりサポートスタッフとの信頼関係作りを行いました。また、退院意欲を高めるためにラーメンを食べに行ったり、水族館やお花見にも行きました。お花見に行ったときの満面の笑みはスタッフ一同忘れることができません。もちろん、退院先候補のグループホームや、日中活動の場にも見学を重ねました。

ご本人の言葉にも徐々に変化が見られ、「絶対に退院しない」から「退院するのは知り合いがいらないから怖い」と現実的な不安を語るようになりました。ピアサポーターが「退院しても私たちがいますよ」と話したことは、相談支援専門員としても大変心強く感じました。

支援から5か月を過ぎたころには、私たちスタッフにはご本人は「退院しない」と変わらず話していましたが、周囲の患者さんには「俺、もうすぐ退院するんだよね」と話していたということをお聞きし、退院への手ごたえをつかみました。

そして、支援から7か月、見事令和元年8月に退院をされました。退院時は「寂しいけど、仕方ない」と話していました。

退院から9か月、ゆっくりお話をする機会がありました。お話を伺っていると、もちろん順風満帆の生活ではありませんが、何か言いたいことがないか確認すると「病院から僕を引っ張り出してくれてありがとう。スタッフには感謝しかない」と話をしてくださいました。

もちろん感謝をされるために支援をしているわけではありませんが、こうした言葉が聞けたことは大変励みになります。Aさんは、なぜ18年も病院にいる必要があるのか、大変疑問な方でした。これからも退院可能ですが、いまだに入院し続けている方に支援を届けたいと考えています。

■今後の展望(令和2年度)

1. 新型コロナウイルスの影響もありますが、これまでのやどかりの実績もあり、新規の地域移行支援の依頼が来ています。令和2年4月は、2件の地域移行支援が始まりました。鹿児島市にはいまでも約8000人の長期入院の患者さんがいます。そうした方に退院支援を届けられるように、支援を進めていきます。現在関わっている方々については、面会制限などで退院支援が進まない状況がありますが、週に1回の電話などを続け、やどかりとのつながりが切れないように支援をしていきます。

2. 新しい相談支援専門員1名を迎え、さらに令和2年6月からは、ピアサポーターのお一人を雇用する予定です。様々な患者さんに対応できるよう、支援体制を整え、研鑽を続けていきます。

3. 新型コロナウイルスの影響で、これまでのつながりや交流が途切れていく心配があります。オンラインでのビデオ通話やチャットなどを通じて、交流の維持に努めていきます。

■最後に

こうしてこれまでの活動を振り返ってみると、大変多くの方のつながりによって、私たちの活動ができていたということを再認識することができました。これからも、感謝しながら活動を続けていきたいと考えています。

料理を振る舞える喜び

鹿児島市の住宅街。2階建ての古い一軒家を使ったグループホームで、精神疾患の症状が安定し、精神科病院を退院した女性4人が暮らす。「料理好き」のマツさん(70)は、17年間の入院を経て、昨年10月、ここに移った。

マツさんは、離島で生まれた。4人きょうだいの3番目。5歳で母、13歳で父を亡くした。工場で働く姉が、母親代わりだった。中学校を卒業後、島を出

て、紡績工場や食品関係の店で働いたが、倒産した。人つきあいが苦手で、体も弱い。生活保護を受けて暮らしたが、40歳代から不眠や妄想、うつに苦しんだ。「私の体も軽くなるさ」「私のせいでも、みんなが病気になる」。心が自分を責め立てる。52歳。精神科病院に入院した。閉鎖病棟の8人部屋の窓側にマツさんのベッドがあった。

100人以上の患者がいる病棟で、「埋もれて」生きてきた。何も訴えない。誰とも話さない。ベッドに横たわり、天井を見上げた。抗うつ剤、抗精神病薬もあまり効かない。体重は35キロまで落ちた。床ずれもできた。おむつもはめた。

入院して15年。「動かないと退院できなくなるよ」と励ましてくれる、明るく活発な中堅の看護師と出会った。「彼女のようにになりたい。自由になりたい」と思った。朝の検温後、ラジオ体操をし、廊下を15分歩き始めた。2年の間に症状が軽くなり、「退院」が見えてきた。けれど、病院の外で暮らす具体的なイメージは持てなかった。

昨年9月。退院後の生活支援のプランをつくるNPO法人「やどかりサポート鹿児島」の相談支援専門員、新川昇一郎さん(37)に、ただ一つ、「料理をしてみたい」と頼んだ。入院中はできなかつたことだ。その料理が、マツさんの人生を変えていく。



手作りの料理を冷蔵庫から取り出し、調理の皿を新川さん(右)に話すマツさん(鹿児島市内で)。(加藤祐希撮影)

病院のデイケアの後、スーパーで食材を買う。大根のカボチャの煮物。シメジやトマト、レタスやツナのサラダ……。デイケアの仲間にも振る舞うと、「おいしい」と褒められ、幸せを感じた。レシピは数十に増えた。服を買い、化粧もした。早朝の運動も頑張った。症状はさらに回復した。

家は、マツさんは、料理を習ったこともつくったこともほとんどない。食べてもらう相手もいなかった。料理の腕に驚く新川さんに、「脳に母の料理の味が刻まれているの。それを引き出して、ちょっとアレンジを加えるだけ」と言った。料理こそが、マツさんの健康の礎となる「家」の軸なのだ。マツさんが今、生み出すものとして居るもの。新川さんは思いをはせた。マツさんはこの秋、姉と同居する。

掲載承認済み

医療ルネサンス

No.7089



「家」が支え 6 / 6

一人暮らし 動き出した心

マコさん(47)が一人で暮らす鹿児島市の1区のアパートは、たはこの奥いがする。フェイスブックをするパソコンもある。精神科病院の入退院を9回も繰り返した末、昨年7月、ようやく手に入れた「家」だ。

IT技術を学ぶ専門学校を中退後、統合失調症を発症した。幻聴で聞こえてくる悪口や、幻覚、不眠に苦しんだ。傷つくことに敏感だった。興奮すると、部屋に入ろうとする家族に「出て行け」となった。

最後の入院生活は16年間に及び、大半は閉鎖病棟の8人部屋で過ごした。退院後の4年間は、精神疾患の人向けのグループホームで暮らした。20人の入居者の間でもまれながら、多くの友人をつくった。「人を傷つける癖に気がない人」もいたが、いなくすようになった。生活保護費の管



マコさん(奥)の部屋。新川さん(左)が撮影した。鹿児島市加藤区

理の仕方も覚えた。

自立して、一人前の男に

なりたい。軽作業の作業所通いや週1回の病院のデイケアを継続しつつ、できるはずだ。「人様に迷惑をかける」と反対する両親を、マコさんは説得した。

実際の一人暮らしは、トラブルにあふれていた。作業所で知りあった恋人を家に招いた。げんかになって

だが、どの出来事も乗り越えることができた。暮らしに奔走してくれる人がいる。生活支援のプランをつくるNPO法人「やどかりサポート鹿児島」の相談支援専門員、新川昇一郎さん(37)、訪問看護師、ヘルパー、病院やグループホームのスタッフたちだ。

マコさんはその何人かに同じことを言われた。「こ

のアパートで、止まっていた時間が流れ出したね。マコさんの心が、明らかに成長を始めたね」と。

訪問看護師やヘルパーをねぎらい、荷物が多ければ、すぐに手を貸す。困ったことが起きれば、周囲を信頼して頼ってみる。就職の希望など自分の主張が通らなくても、人のせいにならずに受け入れるが、挑戦することとはやめない。そうした日常の変化を、新川さんたちは感じ取っていた。

マコさんが自分のなかに秘めていた力を、「家」が引き出したのだ。鹿児島県内で、精神科病院に1年以上入院している人は5500人。年間20人弱の退院支援に関わる新川さんが「マコさん」に言った。「生き方に正解はないし、迷惑だっかけていい。ただ、マコさんが、『自分で決める人生』を送ってくればいいな」

(編集委員 鈴木敦秋)

(次は、「フィンランド医療事情」です)

掲載承認済み

第2号議案 2019年度決算報告書及び監査報告書承認の件

令和元年度特定非営利活動に係る事業会計収支決算書
自平成31年4月1日至令和2年3月31日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

科目		金額	
I 経常収入の部			
1 会費収入			
	31年度正会員 (18名3団体)	150,000	
	31年度賛助会員 (8名2団体)	18,000	168,000
2 事業収入			
	地域ふくし連帯保証事業 (新規60名)	1,244,000	
	地域ふくし連帯保証事業 (更新62名)	1,044,000	
	指定相談支援事業	27,488,290	
	助成金等収入	12,458,188	
	研修会等参加費収入	0	
	普及啓発事業	0	
	雑収入 (連帯保証事業分)	197,689	
	雑収入 (特定指定相談支援分)	62,000	
			42,494,167
3 寄付収入			
	寄付金	842,168	842,168
経常収入合計			43,504,335
II 経常支出の部			
1 事業費			
1)			
	住まい確保にかかる支援事業		
	地域ふくし連帯保証事業	3,354,720	
	あんしん居住サポート事業	2,423,580	
	WAM事業	4,699,950	
	重層的住宅セーフティネット構築事業	4,282,483	
			14,760,733
2)			
	障害自立支援法に基づく障害福祉サービス		
	指定相談支援事業	19,716,228	
	地域移行支援事業	855,514	
			20,571,742
経常支出合計			35,332,475
2 管理費			
	人件費	90,000	
	旅費交通費	305,170	
	通信費	484,060	
	消耗品費	429,855	
	事務用品費	617,486	
	地代家賃	2,415,320	
	支払報酬	448,300	
	交際費	180,084	
	リース料	623,188	
	保険料	1,875,250	
	減価償却	424,086	
	雑費	86,653	
			7,979,452
経常支出合計			43,311,927
III その他資金収入の部			
1 雑収入 (受取利息)			
	その他資金収入合計	60	60
IV その他資金支出の部			
支払利息			
	その他資金支出合計	68,472	68,472
当期収支差額			123,996
法人税、住民税及び事業税			656,500
前期繰越収支差額			7,537,276
次期繰越収支差額			7,004,772

※資金の範囲には流動資産と流動負債の各科目を含む。

活動報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人やどかみサポート鹿児島

科目	特定非営利事業				共通	小計	相談支援事業		法人合計
	住み確保にかかわる支援事業	WAM事業	重層的セーフティネット事業	特定相談支援事業			地域移行支援事業	小計	
	福祉系・こころの相談支援事業	福祉系・こころの相談支援事業	福祉系・こころの相談支援事業	福祉系・こころの相談支援事業					
I 経常収益									
1 受取会費					75,000	75,000		0	75,000
個人正会員受取会費					75,000	75,000		0	75,000
団体正会員受取会費					8,000	8,000		0	8,000
個人賛助会員受取会費					10,000	10,000		0	10,000
団体賛助会員受取会費									
2 受取寄付金					842,168	842,168		0	842,168
受取寄付金									
3 受取助成金等		2,473,650		3,782,400		3,782,400		0	3,782,400
重層的セーフティネット事業									
鹿児島県委託費		2,473,650				2,473,650		0	2,473,650
WAM			4,699,950			4,699,950		0	4,699,950
鹿児島市委託費						0	964,700	964,700	964,700
4 事業収益	2,288,000					2,288,000		0	2,288,000
住み確保に関する事業収益	2,288,000					2,288,000		0	2,288,000
障害福祉サービス事業収益						0	26,523,590	26,523,590	26,523,590
赤い羽根金助成事業収益	1,502,188					1,502,188		0	1,502,188
5 その他の収益						197,689		62,000	259,689
雑収入						197,689		62,000	259,689
経常収益計	3,987,877	2,473,650	4,699,950	3,782,400	1,010,168	15,954,045	26,586,590	964,700	43,504,335
II 経常費用									
1 事業費									
(1) 人件費	2,902,407	1,373,000	1,567,179	3,187,469		9,030,055	10,104,193	733,548	19,867,796
給料手当	2,902,407	1,373,000	1,567,179	3,187,469		9,030,055	10,104,193	733,548	19,867,796
人件費計	2,902,407	1,373,000	1,567,179	3,187,469		9,030,055	10,104,193	733,548	19,867,796
(2) その他の経費	36,156		931,494	182,277		1,149,927	25,270	25,270	1,175,197
旅費交通費	36,156		931,494	182,277		1,149,927	25,270	25,270	1,175,197
通信費	444		142,300	2,540		145,284		0	145,284
消耗品費			153,881	27,889		181,770	25,540	3,402	210,712
租税公課	20,270	400	450	2,500		23,620		0	23,620
搬去委託料	19,500					19,500		0	19,500
支払手数料	3,708	660	42,590	8,574		55,532	1,512	1,512	57,044
滞納金立替	246,345					246,345		0	246,345
原状回復費						0		0	0
謝金		500,000	548,000	356,000		1,404,000	50,965	50,965	1,454,965
相談員謝金	43,330	49,520		40,000		132,850		0	132,850
印刷製本費	6,960		409,470	97,248		513,678		0	513,678
会議費				1,992		1,992		0	1,992
借料相料			773,786	125,664		899,450	42,000	42,000	941,450
地代家賃			130,800	250,330		381,130		0	381,130
外注加工費	75,600	500,000				575,600	9,444,550	24,087	10,044,237
車両費						0	116,675	116,675	116,675
その他費用計	452,313	1,050,580	3,132,771	1,095,014	0	5,730,678	9,612,035	121,966	15,464,679
事業費計	3,354,720	2,423,580	4,699,950	4,282,483	0	14,760,733	19,716,228	855,514	20,571,742
2 管理費									
(1) 人件費	90,000					90,000		0	90,000
給料手当	90,000					90,000		0	90,000
人件費計	90,000					90,000		0	90,000
(2) その他の経費	105,687			1,870		107,557	197,613	197,613	305,170
旅費交通費	105,687			1,870		107,557	197,613	197,613	305,170
通信費	159,937			164,289		324,226	159,834	159,834	484,060
消耗品費						0	429,855	429,855	429,855
事務局費	331,786			185,201		516,987	100,499	100,499	617,486
地代家賃	530,320					530,320	1,885,000	1,885,000	2,415,320
支払報酬				175,000		175,000	273,300	273,300	448,300
交際費						0	180,084	180,084	180,084
リース料						0	623,188	623,188	623,188
保険料	1,000					1,000	1,760,150	114,100	1,874,250
減価償却						0	424,086	424,086	424,086
雑費	17,372			31,883		49,175	37,478	37,478	86,653
その他費用計	1,146,102	0	0	0	558,163	1,704,265	6,071,087	114,100	6,185,187
管理費計	1,236,102	0	0	0	558,163	1,794,265	6,071,087	114,100	6,185,187
経常費用計	4,590,822	2,423,580	4,699,950	4,282,483	558,163	16,554,998	25,787,315	969,614	26,756,929
当期経常増減額	-602,945	50,070	0	-500,083	452,005	-600,953	798,275	-4,914	793,361
III 経常外収益									
経常外収益					26	26	34	0	60
受取利息					26	26	34	0	60
雑益					0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	26	26	34	0	60
IV 経常外費用									
経常外費用				68,472		68,472		0	68,472
支払利息				68,472		68,472		0	68,472
経常外費用計	0	0	0	68,472	0	68,472	0	0	68,472
税引前当期正味財産増減額	-602,945	60,070	0	-568,555	452,031	-669,399	798,309	-4,914	793,395
法人税、住民税及び事業税						0	656,600		656,600
当期正味財産増減額	-602,945	60,070	0	-568,555	452,031	-669,399	141,809	-4,914	136,795
前期繰越正味財産額						2,136,999		5,400,277	7,537,276
当期繰越正味財産額						1,467,600		5,537,172	7,004,772

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

科目		金額 (円)	
I	資産の部		
	1 流動資産		
	現金 (連帯保証事業)	354,885	
	現金 (特定指定相談支援事業)	59,120	
	普通預金		
	鹿児島銀行 天神馬場支店 1051772	1,309,533	
	鹿児島銀行 西田支店 3018291	300,002	
	鹿児島銀行 荒田支店 3045356	4,812,709	
	鹿児島銀行 鴨池支店 3430656	810,035	
	鹿児島銀行 鴨池支店 3440978 (特定指定相談支援事業)	925,345	
	未収入金 (連帯保証事業)		
	未収入金 (特定指定相談支援事業)	5,485,199	
	前渡金 (特定指定相談支援事業)	60,000	
	前払費用 (特定指定相談支援事業)	2,440,606	
	流動資産合計	16,557,434	
	2 固定資産		
	固定資産合計	0	
	資産合計		16,557,434
II	負債の部		
	1 流動負債		
	未払給与 (連帯保証事業)	463,352	
	未払経費 (連帯保証事業)	428,603	
	未払経費 (WAM事業)	850,830	
	未払給与 (特定指定相談支援事業)	683,777	
	未払経費 (特定指定相談支援事業)	2,703,025	
	未払費用 (連帯保証事業)	4,000	
	預り金 源泉税・市県民税	52,575	
	預り金 敷金	263,500	
	預り金 バンフレット	300,000	
	仮受金	21,000	
	短期借入金 (連帯保証事業)	3,782,000	
	流動負債合計	9,552,662	
	2 固定負債		
	固定負債合計	0	
	負債合計		9,552,662
	正味財産		7,004,772

上記のとおり相違ありません。

令和2年3月31日

鹿児島市下荒田4-1-1-2のびビル下荒田

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

理事長 芝田 淳

特定非営利活動に係る事業の貸借対照表

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

科目	金額（円）		科目	金額（円）	
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金	414,005		短期借入金	3,782,000	
普通預金	8,157,624		未払金	5,129,587	
前渡金	60,000		未払費用	4,000	
未収入金	5,485,199		預り金	616,075	
前払費用	2,440,606		仮受金	21,000	
流動資産合計		16,557,434	流動負債合計		9,552,662
固定資産		0	固定負債		0
固定資産合計		0	固定負債合計		0
			正味財産の部		
			前期繰越正味財産	7,537,276	
			当期正味財産増減額	-532,504	
			正味財産合計		7,004,772
資産の部合計		16,557,434	負債正味財産の部合計		16,557,434

監査報告書


令和2年5月23日、13時00分から18時00分まで、事務所において、理事長より提出された平成31年度収支決算書・財産目録及び帳簿等に基づき、決算の監査を実施した。

監査の結果、平成31年度収支決算書のとおりであり、適正に処理されていると認めた。

令和2年5月25日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監査

町がおり 

監 査 報 告 書


令和 2 年 5 月 25 日、 13 時 00 分から 17 時 00 分まで、
事務所において、理事長より提出された平成 31 年度収支決算書・財産目録及び
帳簿等に基づき、決算の監査を実施した。

監査の結果、平成 31 年度収支決算書のとおりであり、適正に処理されていると
認めた。

令和 2 年 5 月 25 日

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

監 査

廣野 千佳 

令和2年度事業計画書

(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

第1 事業計画の概要

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 住まいの確保に関する支援事業

従来の連帯保証提供の仕組みを見直し、2018年度から地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証)を提供している。地域ふくし連帯保証とは地域福祉との連携のもと、鹿児島県内全域の社会生活上の困難を抱えている人々(以下、利用者という)が連帯保証問題・身寄り問題を解決できる仕組みを整え、連帯保証を提供するというものである。また、地域福祉との連携を強化するため、福祉の担い手との協定を押し進める。

(2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、相談支援事業及び障害福祉サービス事業を実施する。

(3) 社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業を行うほか、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るため、市民に対する啓発・研修事業を行う。また、社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携調整会議等を実施する。

2. その他の事業

(4) その他の事業

その他の事業については、特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、物品の販売や出版および福祉に関する研究事業を実施する。

(5) 運営委員会

当法人の運営については、理事のほか、運営委員会委員により、2月に1回程度の頻度で運営委員会を開催する。

第2 各事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業のうち、住まいの確保に関する支援事業

(ア)

事業名：地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

事業内容：地域福祉の担い手と連携して、利用者の住居の賃貸借契約の連帯保証人となるもしくは連帯保証人を提供するとともに社会とのつながりを提供する事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ780名

対象者：継続200名，新規50名，計250名

コメントの追加 [薄1]: 毎日3名×260日
って意味ですかねえ？

(イ)

事業名：利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業

事業内容：利用者に対する入居支援を行うものがなく、当法人が入居支援を行わざるを得ないケースに限り、利用者が賃貸住宅に入居することを支援するため、情報を提供するなど、スムーズな住まい確保に至るよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：20名

コメントの追加 [薄2]: 以下のように「やむを得ないケースに限り」行うこととし、対象者も減らしてみました

(ウ)

事業名：利用者の社会生活を支援する事業

事業内容：利用者の居宅を訪問する、利用者に当法人の事務所に訪問いただく等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう相談支援を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ100名

対象者：延べ300名

(エ)

事業名：利用者相互の交流事業

事業内容：サロンを開設する等することにより、利用者が賃貸住宅に入居した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で生活できるよう利用者相互の交流を行う事業

実施場所：鹿児島県内

実施時期：通年継続

従事人数：延べ50名
対象者：延べ500名

(2) 特定非営利活動に係る事業のうち、相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営

(ア)

事業名：相談支援事業（指定特定相談支援事業）
事業内容：障害・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対し、障害福祉サービス事業のうち、相談支援を実施する事業
実施場所：鹿児島県内
実施時期：通年継続
従事人数：5名
対象者：687名

(イ)

事業名：相談支援事業（一般相談支援における地域移行、地域定着支援事業）
事業内容：障害者総合法に基づき、1年以上の長期に渡る入院・入所者を地域へ移行させる事業
実施場所：鹿児島県内
実施時期：通年継続
従事人数：6名
対象者：37名

(ウ)

事業名：障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業
事業内容：居宅において単身等で生活する障害のあるものに対し、定期的な巡回訪問または随時相談など自立生活を送るために必要な援助を行う事業
実施場所：鹿児島県内
実施時期：通年継続
従事人数：4名
対象者：10名

(3) 特定非営利活動に係る事業のうち、社会的困難を抱える人々や障害者福祉に関する普及啓発事業

事業名：普及啓発事業
事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るため、ホームページの開設や、会員への研修、講演会事業、特定非営利活動にかかる事業への理解と協力を得るための市民に対する啓発事業。社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者支援を目的とする関係機関との連携会議等を実施する事業

実施場所：鹿児島県内
実施時期：通年継続
従事人数：延べ10名
対象者：約300名

(4) その他の事業

事業名：物品の販売や出版・福祉に関する研究事業
事業内容：特定非営利活動にかかる事業の充実を図るための物品販売や出版・福祉に関する研究事業を行う
実施場所：鹿児島県内
実施時期：未定
従事人数：0名
対象者：0名

<事業計画（解説）>

1.地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）

やどかりでは、連帯保証提供の仕組みを2018年度より地域ふくし連携型連帯保証提供事業（地域ふくし連帯保証）へと進化させ、社会的困難を抱えている鹿児島県全域の人々へ連帯保証を提供しています。地域ふくし連帯保証において、地域福祉との連携は不可欠です。そのため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会・社会福祉法人とNPO法人やどかりサポートとが協定を結び、地域の連帯保証問題のみならず、身寄り問題を解決するための仕組みづくりも行っています。

2.相談支援事業

やどかりでは、平成26年9月、指定特定相談支援事業所の指定を受け相談支援事業を実施しています。業務を通して障害をお持ちの方が、その方の生活のし辛さを緩和したり、生活の質を高められるような障害福祉サービスがあったりしても、情報の不足や知識のなさでそのサービスを利用できていない人がたくさんいらっしゃるということがわかりました。障害には、身体・知的・精神の障害の他、難病も追加されるようになりましたが、難病の身の方で障害福祉サービスに結びついている方は少ない数です。

本年度も、そういった方々にひとりでも多くの方に充実した生活を送っていただけるよう、指定特定相談（計画相談）支援事業を実施します。

また、長期入院・入所している精神障害者、知的障害者の地域移行支援についても当会の強みである居住支援をベースに引き続き展開したいと考えています。

3.関係団体との協働による事業

昨年度も居住支援を実施している全国の団体と交流、研究、視察等の活動を行ってきました。

本年度、関連協力団体において何らかの助成金が獲得できた場合には、引き続き、全国の関係諸団体と交流を行い、政策提言まで行いたいと考えているところです。

また、平成29年度から鹿児島県居住支援協議会のメンバーに参画し、住まい確保における相談事業の委託を受け相談窓口を開設しております。本年度も同様に開設したいと考えています。

4.外部講演・委員会等

連帯保証事業の必要性は、住まい確保の実践者でなければ共感しにくいと感じています。この問題に関する理解を少しでも広げていくために、講演や講義等を通してアピールしていきたいと思います。

第4号議案 令和2年度予算書案承認の件

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人やどかのサポート鹿児島

科目	特定非営利事業				共通	小計	相談支援事業			法人合計
	住まい・確保に関する事業	高齢者・子育て事業	共生住宅推進事業	赤い羽根事業			特定相談支援事業	地域移行支援事業	小計	
I 経常収益										
1 受取会費										
個人正会員受取会費					150,000	150,000			0	150,000
団体正会員受取会費					60,000	60,000			0	60,000
個人賛助会員受取会費					20,000	20,000			0	20,000
団体賛助会員受取会費					20,000	20,000			0	20,000
2 受取寄付金					400,000	400,000			0	400,000
受取寄付金					400,000	400,000			0	400,000
3 受取助成金等										
共生住宅推進事業			5,500,000			5,500,000			0	5,500,000
鹿児島県委託費		3,170,000				3,170,000			0	3,170,000
WAM						0			0	0
鹿児島市委託費						0		3,003,000	3,003,000	3,003,000
4 事業収益										
住まい・確保に関する事業収益	1,800,000					1,800,000			0	1,800,000
障害福祉サービス事業収益						0	27,000,000		27,000,000	27,000,000
居住支援全国ネットワーク委託費				1,920,000		1,920,000			0	1,920,000
5 その他の収益										
雑収入	100,000					100,000	50,000		50,000	150,000
経常収益計	1,900,000	3,170,000	5,500,000	1,920,000	650,000	13,140,000	27,050,000	3,003,000	30,053,000	43,193,000
II 経常費用										
1 事業費用										
(1) 人件費										
給料手当	300,000	1,870,000	4,610,000	1,560,000		8,340,000	12,000,000	2,039,000	14,039,000	22,379,000
人件費計	300,000	1,870,000	4,610,000	1,560,000	0	8,340,000	12,000,000	2,039,000	14,039,000	22,379,000
(2) その他の経費										
旅費交通費	50,000		100,000	60,000	3,000	213,000	220,000	15,000	235,000	448,000
通信費	32,400					32,400		6,500	6,500	38,900
消耗品費	140,000		28,000	60,000		228,000	50,000		50,000	278,000
租税公課	10,000					10,000			0	10,000
搬去委託料	70,000					70,000			0	70,000
支払手数料	10,000		14,400	10,000	6,000	40,400			0	40,400
滞納金立替	70,000					70,000			0	70,000
原状回復費	200,000					200,000			0	200,000
謝金		500,000				500,000			0	500,000
相談員謝金						0			0	0
印刷製本費	30,000	300,000	50,000			380,000			0	380,000
会議費						0		288,000	288,000	288,000
借料損料	120,000		240,000	50,000		410,000			0	410,000
地代家賃	280,000		560,000			840,000			0	840,000
外注加工費						0			0	0
車両費						0			0	0
委託費		500,000				500,000	9,500,000		0	500,000
保険料								244,500		
その他費用計	1,012,400	1,300,000	992,400	180,000	9,000	3,493,800	9,770,000	554,000	579,500	4,073,300
事業費用計	1,312,400	3,170,000	5,602,400	1,740,000	9,000	11,833,800	21,770,000	2,593,000	14,618,500	26,452,300
2 管理費										
(1) 人件費										
給料手当	50,000					50,000			0	50,000
人件費計	50,000	0	0	0	0	50,000	0	0	0	50,000
(2) その他の経費										
旅費交通費	50,000				1,000	51,000	30,000		30,000	81,000
通信費					60,000	60,000	150,000		150,000	210,000
消耗品費	100,000				50,000	150,000	500,000		500,000	650,000
事務用品	150,000				100,000	250,000	100,000		100,000	350,000
地代家賃	210,000					210,000	1,885,000		1,885,000	2,095,000
支払報酬						0	280,000		280,000	280,000
文書費						0	200,000		200,000	200,000
リース料						0	650,000	410,000	1,060,000	1,060,000
保険料						0	1,000,000		1,000,000	1,000,000
減価償却						0	150,000		150,000	150,000
雑費	4,000				31,803	35,803	50,000		50,000	85,803
その他費用計	514,000	0	0	0	242,803	756,803	4,995,000	410,000	5,405,000	6,161,803
管理費用計	564,000	0	0	0	242,803	806,803	4,995,000	410,000	5,405,000	6,211,803
経常費用計	1,876,400	3,170,000	5,602,400	1,740,000	251,803	12,640,603	26,765,000	3,003,000	20,023,500	32,664,103
当期経常増減額	23,600	0	-102,400	180,000	398,197	499,397	285,000	0	10,029,500	10,528,897
III 経常外収益										
受取利息					26	26	34	0	34	60
雑益						0			0	0
経常外収益計	0	0	0	0	26	26	34	0	34	60
IV 経常外費用										
支払利息						0			0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	23,600	0	-102,400	180,000	398,223	499,423	285,034	0	285,034	784,457
法人税、住民税及び事業税						0	250,000		250,000	250,000
当期正味財産増減額	23,600	0	-102,400	180,000	398,223	499,423	35,034	0	35,034	10,278,957
前期繰越正味財産額						1,467,600			5,537,172	7,004,772
次期繰越正味財産額						1,967,023			5,572,206	7,539,229

第5号議案 資産の総額の確認に関する件

令和2年3月31日現在の本法人の資産の総額は、金7,004,772円である旨確認する。

[提案理由]

資産の総額については、毎事業年度終了後決算に基づいて登記をなす必要があるため。

第6号議案 役員選任に関する件

今般、諏訪洋一理事，定岡雅文理事，直井圭介理事が本総会の終了をもって理事を辞任することとなった。

そこで新たに理事を選任することとしたい。

理 事

理 事（理事長） 芝田 淳
理 事 鶴田 啓洋
理 事 直井 圭介
理 事 定岡 雅文
理 事 諏訪 洋一
理 事 西田 鉄心
監 事 廣野 千佳
監 事 町 かおり

苦情・不服審査会審査委員

審査委員 安田 雅朗
審査委員 岡田 洋一
審査委員 高橋 信行

顧 問

顧 問 轟 真一郎
顧 問 尾辻 伸朗

利用決定委員会委員

※現在、利用決定委員会の構成変更を行っているところです。
下記は、2020年6月6日現在、事務局の作成した案です。

第1合議体

委員長	江之口 博行
委員	芝田 淳
委員	福留 弘
委員	定岡 雅文
委員	染河 敏幸

第2合議体

委員長	上江川 直子
委員	林 千代子
委員	西 真人
委員	山下 泰彦

第3合議体

委員長	鶴田 啓洋
委員	諏訪 洋一
委員	馬頭 忠治
委員	竹中 寛子

第4合議体

委員長	西田 鉄心
委員	堀之内 洋一
委員	森迫 直子
委員	溝内 義剛

第5合議体

委員長	新川 昇一郎
委員	坂口 松平
委員	木下 精子
委員	上ノ堀 知美

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

会員名簿

令和2年5月31日現在

会員ID	会員区分	区分	名前
2	正会員	個人	梅垣 晃一
3	正会員	個人	江之口 博行
4	正会員	個人	大坪 正博
6	正会員	個人	尾辻 伸朗
7	正会員	団体	医療法人 常清会
8	正会員	個人	加藤 久佳
10	正会員	個人	北川 容子
11	正会員	個人	久留須 直也
12	正会員	個人	笹川 純子
13	正会員	個人	芝田 淳
15	正会員	個人	立山 裕子
16	正会員	個人	霧 真一郎
17	正会員	個人	水流 源彦
18	正会員	個人	鶴田 啓洋
19	正会員	個人	林 千代子
20	正会員	個人	馬頭 忠治
21	正会員	個人	藤原 奈美
22	正会員	個人	堀之内 洋一
23	正会員	個人	村山 ひろみ
24	正会員	個人	廣野 千佳
25	正会員	団体	吉野病院
26	正会員	個人	町 かおり
27	賛助会員	個人	児玉 敦雄
28	正会員	個人	葉棚 宏栄
29	正会員	個人	山川 伯明
30	正会員	個人	上江川 直子
31	正会員	個人	山本 豪太
33	正会員	個人	西田 鉄心

34	正会員	個人	遠藤 憲子
35	賛助会員	個人	小蓬原 千津留
36	賛助会員	個人	堀田 哲一郎
37	正会員	個人	天羽 浩一
39	正会員	個人	小松尾 ひで子
40	正会員	団体	大口病院
44	賛助会員	個人	坂上 昌子
47	賛助会員	個人	宗前 五洋
48	賛助会員	個人	園田 純信
53	賛助会員	個人	野口 英一郎
54	賛助会員	個人	福迫 剛
55	賛助会員	個人	福元 健祐
56	賛助会員	個人	満園 茂樹
61	賛助会員	個人	藤崎 英子 (住宅サービス)
64	賛助会員	個人	白澤 珠理
69	正会員	個人	木下 精子
73	賛助会員	個人	西 さえみ
75	正会員	個人	直井 圭介
76	正会員	個人	染河 敏幸
77	正会員	個人	定岡 雅文
82	賛助会員	個人	小川 美沙子
83	正会員	個人	川路 太雅
85	正会員	個人	諏訪 洋一
86	正会員	個人	新川 昇一郎
87	正会員	個人	後野 剛
90	正会員	団体	株式会社アパートナー鹿児島支店
91	賛助会員	団体	医療法人共助会 三州脇田丘病院
93	正会員	個人	藺田 貴充
94	正会員	個人	石黒 浩二
98	正会員	個人	坂口 松平
99	賛助会員	個人	宮下 貴浩
101	正会員	個人	上野 牧門
102	正会員	個人	鯨坂 公子
104	賛助会員	団体	大丸商事有限会社
105	正会員	個人	榊 登
106	賛助会員	個人	神谷 直子

107	正会員	個人	横山 了有子
108	賛助会員	個人	平野 康司
109	正会員	個人	宇都宮 孝久
110	正会員	個人	紺屋 遥輝
111	正会員	団体	社会福祉法人 落穂会
112	賛助会員	個人	瀬戸 司
113	正会員	個人	竹中 寛子

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、鹿児島において、障がい・貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々（以下、利用者）に対し、連帯保証提供事業、連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら、地域で安心して暮らせるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(事業)

第 5 条

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の

(1) 乃至 (3) の事業を、その他の事業として (4) の事業を行う。

- (1) 住まいの確保に関する支援事業
 - ①利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人となる事業
 - ②利用者が締結する賃貸借契約において連帯保証人を提供する事業
 - ③利用者の賃貸住宅への入居を支援する事業
 - ④利用者の社会生活を支援する事業

- ⑤利用者相互の交流事業
- (2) 相談支援事業の経営および障害福祉サービス事業の経営
- (3) 社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する普及啓発事業
 - ①ホームページの開設
 - ②社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉に関する研修、講演会等の開催
 - ③社会的困難を抱える人々に対する支援や障害者福祉を目的とする関係機関との連携および連絡会議
 - ④会員、市民に対する啓発・研修事業
- (4) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②出版事業
 - ③福祉に関する研究事業

2 前項第4号に掲げる事業は、同項第1号から同項第3号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号から同項第3号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が理事の中からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選出された特定非営利活動法人、公益法人又は社会福祉法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 芝田 淳
理事 久留須 直也
理事 鶴田 啓洋

監事 山口 千佳

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年7月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	5,000円
		団体	15,000円
	賛助会員	個人	2,000円
		団体	10,000円

7 設立に先立ち、特定非営利法人やどかりサポート鹿児島設立準備会に対して、前項と同額の会費を支払った正会員又は賛助会員に対しては、設立当初年度の年会費を免除する。

平成19年8月10日制定

平成20年8月30日変更

平成22年4月10日変更

平成22年8月22日変更

平成24年5月19日変更

平成26年3月19日変更

平成30年6月 2日変更

この定款は、所轄庁の認証の日（平成30年10月21日）から施行する。

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島 地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証) 利用規約

A 総則

(総則)

第1条 当法人の行う地域ふくし連携型連帯保証提供事業(以下、「地域ふくし連帯保証」という)を利用するには、この規約の定めるところによらなければならない。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりである。

地域ふくし連携型連帯保証提供事業(地域ふくし連帯保証)	…当法人が、地域福祉の担い手と連携して、利用者の連帯保証を行う事業
利用者	…地域ふくし連帯保証を利用する者
支援	…利用者が地域ふくし連帯保証の利用を開始した後、社会的に孤立することなく、豊かな人間関係とつながりの中で、安心して社会生活が営めるよう援助する活動
支援者	…当法人以外であって、利用者に対して支援を行う者(法人又は団体を含む)
支援者代表	…支援者の中で、特に代表として、利用者に対して支援を行う者
支援依頼	…当法人が、支援者に対して行なう、支援に関する依頼
目的物件	…利用者が地域ふくし連帯保証を利用して賃借する賃貸借物件
提供連帯保証人	…地域ふくし連帯保証により当法人が紹介提供した連帯保証人

コメントの追加 [竹口 3]: 原則をいれなくてもよい
か?

B 地域ふくし連帯保証利用の要件

(利用者の要件)

第3条 利用者は、次のいずれかに該当するものであって、賃貸住宅入居の際に必要とされる連帯保証人を確保するにつき、当法人の援助を必要とするものであることを要する。

- (1) ホームレス生活者
- (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- (3) DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- (4) 高齢者
- (5) 低額所得者
- (6) 被災者
- (7) 子ども(高校生相当以下)を養育している者
- (8) 外国人
- (9) 中国残留邦人
- (10) 児童虐待を受けた者

コメントの追加 [n4]: 『賃貸住宅入居契約』でなくてよい
ですか?

- (11) ハンセン病療養所入所者
- (12) 北朝鮮拉致被害者
- (13) 犯罪被害者
- (14) 生活困窮者
- (15) 更生保護対象者
- (16) 東日本大震災による被災者
- (17) 妊婦のいる世帯
- (18) 海外からの引揚者
- (19) 新婚世帯（配偶者を得て5年以内の世帯）
- (20) 原子爆弾被爆者
- (21) 戦傷病者
- (22) 児童養護施設退所者
- (23) L G B T（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- (24) U I J ターンによる転入者
- (25) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

（支援者の必置）

第4条 地域ふくし連帯保証は、利用者について支援者がいなければ利用することができない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合及び当法人が直接に支援することが適当であると認められる場合はその限りでない。

（支援者の要件）

第5条 支援者は次のすべての要件を満たすものであることを要する。

- (1) 社会の一般常識に照らして、社会的信用を有するものであること。
- (2) 利用者に対して継続的な支援を行うことのできるものであること。
- (3) 利用者が抱える困難についての見識を有し、利用者の社会生活を支援する技能と経験を有するものであること。
- (4) 利用者との間に、一定の信頼関係があり、利用者が支援者から継続的支援を受けることを希望していること。
- (5) 支援にあたって、当法人からの支援依頼に応じることができること。
- (6) 支援にあたって、当法人と協力することができること。

コメントの追加 [n5]: 『社会的信用を有するものもしくは団体』??

（地域の要件）

第6条 地域ふくし連帯保証を利用できるのは、鹿児島県内とする。

（地域ふくし連帯保証を利用できない場合）

第7条 地域ふくし連帯保証は、次の場合、原則として、利用することができない。ただし、利用決定委員会の決定により認められた場合はこの限りではない。

- (1) 目的物件の1ヶ月あたりの家賃の額が次の金額を超える場合

一人世帯 60,000円
二人世帯 80,000円
三人以上の世帯 100,000円

- (2) 目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合
ただし、第10条の規定に基づき、当法人に必要な金額を預託する場合を除く
- (3) 賃貸人もしくは利用者が目的物件について当法人の指定する保険または当法人に認められる保険に加入しない場合
- (4) 一般の賃貸借に比べて、連帯保証人の負う責務が不相応に重いと認められる場合
- (5) 入居後にトラブルが発生する可能性が高いと認められる場合
- (6) 地域ふくし連帯保証を利用する必要性がないと認められる場合
- (7) その他、地域ふくし連帯保証を利用することが、不適當であると認められる場合

コメントの追加 [淳6]: 第10条を新設したので変更しました

コメントの追加 [竹口憂7]: 反社会勢力(暴力団等)はいれない?

C 地域ふくし連帯保証開始の手続

(申込み)

第8条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、当法人に対して、当法人の定める方式により、申込みをしなければならない。

(利用料)

第9条 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用の申込みにあたって、当法人に対して、次に定める利用料を支払わなければならない。ただし、当法人は、利用料の支払いを一定の時期まで猶予することができる。

金20,000円

- 2 利用者は、地域ふくし連帯保証を利用するための手続きのために当法人が負担する実費を支払わなければならない。
- 3 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の開始前に、地域ふくし連帯保証を利用しないこととなった場合、当法人は、利用料を返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 4 利用者の事情等、当法人の責に帰さない事情により、利用者が、地域ふくし連帯保証の利用期間中に、地域ふくし連帯保証を利用しなくなった場合、当法人は、利用料は返還しない。ただし、当法人は、利用者の事情を勘案し、利用料の全部又は一部を返還することができる。
- 5 当法人は、利用者の経済的状況、利用の経緯等を勘案し、理事会の決議により利用料を減免することができる。

コメントの追加 [竹口憂8]: 印鑑証明等実費負担について盛り込む。

コメントの追加 [淳9]: 中芝さんのコメントを受けて、生保の方に対応するため、変更しました。

コメントの追加 [竹口憂10]: 承認までには至っていないが、問題ないか。

(預り金)

第10条 目的物件においてペットを飼育する場合、目的物件につき利用者が賃貸人に差入れる敷金の額が家賃の2か月分を下回る場合及びその他特別の事情がある場合においては、当法人は利用者に対して預り金を預託するよう求めることができる。

コメントの追加 [淳11]: ペット問題を受けて新設しました

(支援計画)

第11条 利用者が地域ふくし連帯保証を利用するにあたり、支援代表者は支援計画を策定し、当法人に対して、当法人の定める方式により、**支援計画書**を提出しなければならない。

コメントの追加 [竹口憂12]: 福祉サービス書式併用の件も盛り込むのか？

(利用決定委員会)

第12条 利用者が、地域ふくし連帯保証の利用を申し込んだ場合には、当法人は、利用決定委員会において、利用の要件等につき、調査・検討する。

(面談)

第13条 利用者及び支援代表者は、利用の要件等の調査・検討にあたって、原則として、当法人の職員または利用決定委員と面談を行わなければならない。

- 2 前項の面談は、原則として、当法人の事務所において行う。ただし、やむを得ない理由がある場合には、利用者及び支援者の希望する場所で面談を行うことができるが、その場合、利用者は、別に定める規程に基づき**旅費**及び日当を支払わなければならない。

コメントの追加 [竹口憂13]: 人件費は含まれないのか？

(利用決定委員会の委員・決議等)

第14条 利用決定委員会の委員は、理事及び理事会の任免するものにより構成する。

- 2 利用決定委員会の委員長は、理事長とする。
- 3 利用決定委員会の決議は、委員全員の過半数をもって決する。ただし、委員会の決定をもって、委員5名以上に決議を委嘱することができる。
- 4 利用決定委員会の決議は、会議によらず、書面による決議等、適当と認める方法によって行うことができる。
- 5 利用決定委員会の委員の任期は2年以内とする。
- 6 利用決定委員会の委員の報酬は無報酬とする。

(認可・不認可の決定)

第15条 利用者が、連帯保証事業の利用を申し込んだ場合には、当法人は、申込み、**面談及び**当法人の求める諸書類の提出から21日以内に、利用決定委員会の決議を経て、利用者に対して、利用の認可又は不認可の決定を通知しなければならない。

- 2 やむを得ない理由がある場合には、当法人は、前項の期間を延長することができる。その場合には、利用者に対して、当法人は、前項の期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。

(不認可の場合の理由)

第16条 当法人は、不認可の決定を通知する場合には、利用者に対して、不認可の旨及びその理由を通知しなければならない。

(支援依頼)

第17条 当法人は、認可の決定を通知する場合には、同時に又は決定後速やかに、支援者に対して、支

コメントの追加 [竹口憂14]: ・担当者が変わったときや入院等の連絡を怠らないでほしい。等、依頼内容詳細に記載があった方がよいのでは？
・支援者を変更した場合は、再度面談や利用規約の説明が必要では？

援依頼を行う。

- 2 当法人が、支援依頼を行なうにあたっては、利用者及び支援者の意見を聴かなければならない。

D 地域ふくし連帯保証の実施

(利用期間)

第18条 地域ふくし連帯保証の利用期間は2年とする。ただし、賃貸借契約の期間がこれより短い場合には、その期間とする。

- 2 利用者が、目的物件を退去した場合、利用期間は満了したものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第19条 利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 当法人及び支後者の支援に対し誠実に対応すること
- (2) 次の①乃至⑤に掲げる事項に変更があった場合及び⑥乃至⑨に掲げる事実が生じた場合には、当法人に対して報告すること
 - ① 氏名
 - ② 同居家族
 - ③ 勤務先
 - ④ 家賃、共益費その他賃貸人に対して支払うべきものの額（以下、「家賃等」という）
 - ⑤ 収入（ただし、軽微な変動は報告を要しない）
 - ⑥ 生活保護受給の開始・廃止
 - ⑦ 年金受給の開始・廃止
 - ⑧ 入院・入所した場合
 - ⑨ 支援者からの支援を受けられなくなる事情が生じた場合
- (3) 家賃等の滞納、目的物件の破損等、連帯保証人の責務が生じる事情が生じたときは、ただちに、当法人に対して報告すること
- (4) 当法人又は支援者が面会又は連絡を求めた場合には、いつでも、**面会又は連絡すること**
- (5) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、目的物件への立ち入りを認めること
- (6) 当法人又は支援者が求めた場合には、いつでも、財産状況及び収入を開示すること
- (7) **障害者福祉サービス**の利用を中断する等により、支援者の支援を受けなくなった場合には、直ちに、当法人に対して報告すること

コメントの追加 [n15]: 『その求めに応じること』？

コメントの追加 [n16]: 『介護・医療・福祉サービス』？

コメントの追加 [n17]: 『受けられなく』？

(支援者をおかない場合の利用者の遵守事項)

第20条 第4条但書きの規定により支援者をおかない場合には、利用者は、地域ふくし連帯保証の期間中、当法人の指定する頻度で、当法人の指定する方法により、当法人に対して、**家賃等の滞納の有無、生活の状況等について連絡**を行うよう努めなければならない

コメントの追加 [竹口憂18]: 上にもあるが、支援者がいない人は、月一報告時に滞納があってもなくても報告をしないといけないという解釈で良いのか？

コメントの追加 [竹口憂19]: 頻度についての記載はなくてもよい？

(支援者の遵守事項)

第21条 支援者は、地域ふくし連帯保証の期間中、次の各事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 支援依頼に応じ、これに協力すること
- (2) 支援依頼のほか、当法人からの支援に関する依頼に対して、協力すること
- (3) 利用者について、第19条(2)①乃至⑤に掲げる事項に変更があったことを知った場合、⑥乃至⑨に掲げる事実が生じたことを知った場合には、当法人に対して報告すること
- (4) 家賃等の滞納、目的物件の破損、利用者の失踪等、連帯保証人の責務が生じる事情を知ったときは、ただちに、当法人に対して報告すること
- (5) 次の①乃至③に掲げる事項に変更があった場合には、当法人に対して報告すること
 - ① 利用者に対する支援を継続できない事情が生じた場合
 - ② 利用者に対する支援の継続に困難が生じた場合
 - ③ 担当者を変更した場合
- (6) 支援依頼により定めた頻度により、当法人に対して、当法人の定める方式により、支援の経過について報告すること
- (7) 当法人が求めた場合には、いつでも、当法人に対して、支援の経過について報告すること
- (8) 当法人が求めた場合には、いつでも、利用者と、面会又はこれに代わる方法で連絡を取ること
- (9) 自らが利用者に対する支援を継続できなくなった場合、代わりとなる支援者を確保するよう努めること

E 地域ふくし連帯保証の更新

(更新)

- 第22条 第18条に定める地域ふくし連帯保証の期間が経過した場合、当法人と利用者はこれを更新することができる。
- 2 利用者の転居する場合において、引き続き、地域ふくし連帯保証の利用を希望する場合、更新を要する。

(更新の要件)

- 第23条 更新の要件は、利用の要件に準ずる。(利用者の要件、支援者の必置、支援者の要件、地域の要件、地域ふくし連帯保証を利用できない場合)

(更新の手続)

- 第24条 地域ふくし連帯保証の更新を希望する利用者は、期間経過の1ヶ月前までに、当法人に対して、当法人の定める方式により、更新の申込みをしなければならない。
- 2 更新の手続は、開始の手続に準じる。(申込み、利用料、預り金、支援計画、利用決定委員会、面談、利用決定委員会の委員・決議等、認可・不認可の決定、不認可の場合の理由、支援依頼)

F 地域ふくし連帯保証の終了

(地域ふくし連帯保証の終了)

- 第25条 地域ふくし連帯保証は次の場合に終了する

- (1) 利用者から更新の申し込みがないまま、**期間を経過した場合。**
 - (2) 賃貸人と当法人による契約の合意解除。ただし、利用者の意思に反しない場合に限る。
 - (3) 利用者が、虚偽の申請を行う、第19条の遵守事項に違反する等、著しく信頼関係を崩壊する行為に及び、地域ふくし連帯保証を継続しがたい場合。
 - (4) 利用者が、利用料を支払わない場合
 - (5) 利用者の死亡
 - (6) 当法人の消滅
- ただし、この場合、当法人は利用者が賃貸借契約を継続できるよう適切な措置を講じなければならない。

コメントの追加 [竹口要20]: 更新面談連絡・来所もなく、不動産業者にとっては自動的に更新となっており、保証人継続の状態が多い。

G 求償権の行使

(求償権の行使)

第26条 当法人が、地域ふくし連帯保証により、利用者に対して求償権を得た場合には、原則としてこれを行行使する。

(支援者の協力)

第27条 支援者は、当法人が利用者に対して求償権を行使する場合、これに協力するよう努める。地域ふくし連帯保証が終了した後においても同様とする。

(猶予・免除)

第28条 利用者又は支援者の申出により、当法人は理事会の決定を経て、利用者に対し求償債務の支払いを猶予又は免除することができる。

- 2 猶予の期間は1年以内とし、猶予の回数は2回までとする。

H 地域ふくし連帯保証の方法

(地域ふくし連帯保証の方法)

第29条 地域ふくし連帯保証は、当法人が直接利用者の連帯保証を行なう方法又は当法人が提供連帯保証人を紹介提供する方法のいずれかの方法によって行う。

(提供連帯保証人の特則)

第30条 当法人は、提供連帯保証人が賃貸人より連帯保証債務の履行を求められた場合、提供連帯保証人に代わって、賃貸人に対して、当該債務を履行する。

- 2 利用者は、当法人が提供連帯保証人に代わって連帯保証債務を履行することにより、当法人が利用者に対して求償権を得ることに同意しなければならない。
- 3 提供連帯保証人が地域ふくし連帯保証の期間中に死亡した場合、その他の事情により利用者が賃貸人より新たに連帯保証人の提供を求められた場合、当法人は、新たに提供連帯保証人を提供する。

I 苦情の解決

(苦情の解決)

第31条 利用者は、当法人に対する利用の申込に対する決定、更新の申込等に対する決定、支援に関する処遇等について、苦情又は不服が有る場合、特定非営利活動法人NPO法人やどかりサポート鹿児島苦情解決に関する規程に基づき、苦情受付担当者または苦情・不服審査会に対して苦情を申し立てることができる。

J その他

(変更)

第32条 本規約の変更は理事会の決議をもって行う。

- 2 本規約を変更した場合、理事長は、変更後最初に開かれる総会において、変更の内容と変更の理由を報告しなければならない。

(生活保護利用者の場合の特例)

第33条 利用者が生活保護を利用している場合であって、利用開始時において第9条に定める利用料を住宅扶助の中から支弁することができない場合、次のとおりの特例を用いることができる。

- (1) 第9条に定める利用開始時の利用料を金10,000円とする。
- (2) 第18条に定める利用期間を、利用開始時の1回のみ1年とする。(最初のみ1年、その後はその他の場合と同様に2年)

附 則

本利用規約は平成19年9月9日より施行する

平成19年10月7日一部改正

平成20年5月18日一部改正

平成21年4月21日一部改正

平成26年6月18日一部改正

平成29年10月30日一部改正

平成31年4月17日一部改正

(別紙)

旅費及び日当に関する規程

第1条 次の場合には、利用者は当法人に対して、旅費及び日当を支払わなければならない。

- ① 当法人の事務所で行うことを原則としている面談等を利用者の希望により事務所以外で行う場合
- ② 利用者の責に帰する事由により、当法人の事務所以外で利用者又は支援者と面接する必要がある場合
- ③ 利用者の責に帰する事由により、目的物件所在地等を訪問する必要がある場合

第2条 旅費は次に掲げる代金等の合計とする。

- ① 自動車を使用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の自動車走行距離につき1キロあたり35円のガソリン代金
- ② フェリーを使用する場合は、往復の小型乗用車運送運賃及び大人1名の渡航運賃
- ③ 公共交通機関（新幹線及び飛行機を含む）を利用する場合は、当法人の事務所から目的地までの往復の運賃

第3条 日当は次のとおりとする。

- ① 当法人の事務所を出発し、面談等の目的を果たし、当法人の事務所に到着するまでに要する合理的な時間に対して、1時間あたり960円。ただし10分未満の時間は切り捨てる。
- ② 前項の金額が5000円を超える場合、日当は一日当たり5000円を上限とする。

附則

本旅費徴収規約は平成19年10月7日より施行する

平成31年4月17日一部改正

コメントの追加 [竹口憂21]: 35円では？

コメントの追加 [津22R21]: 35円にしました